

令和6年度予算概算要求の概要【参考資料】

| | | |
|-----|--------------------|----|
| I | 地域共生社会の実現に向けた地域づくり | 2 |
| II | 生活保護制度の適正実施 | 28 |
| III | 福祉・介護人材確保対策等の推進 | 34 |
| IV | 災害時における福祉支援 | 42 |

社会・援護局

I 地域共生社会の実現に向けた 地域づくり



重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）

令和6年度概算要求額

| | | | |
|-------------|-----------|---------|---------------|
| 【包括的相談支援事業】 | 既存事業予算の内数 | (213億円) | ※()内は前年度当初予算額 |
| 【地域づくり事業】 | 既存事業予算の内数 | (82億円) | ※()内は前年度当初予算額 |
| 【多機関協働事業等】 | 54億円 | (27億円) | ※()内は前年度当初予算額 |

1 事業の目的

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、市町村が、創意工夫をもって、属性を問わない包括的な支援体制を構築することが必要。
- 社会福祉法に基づき、令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施し、相談・地域づくり関連事業等に係る交付金を一括化。**実施市町村の増加を見込みつつ（R6は360程度の市町村数を想定）**、各市町村で包括的な支援体制の構築を進める。

2 事業の概要（以下の全ての取組を実施）

包括的相談支援事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止める。

| | | | |
|----|---------------|-----|----------|
| 介護 | 地域包括支援センターの運営 | 子ども | 利用者支援事業 |
| 障害 | 障害者相談支援事業 | 困窮 | 自立相談支援事業 |

地域づくり事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことにより、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

| | | | |
|----|----------------------|-----|---------------------|
| 介護 | 一般介護予防事業及び生活支援体制整備事業 | 子ども | 地域子育て支援拠点事業 |
| 障害 | 地域活動支援センター事業 | 困窮 | 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 |

多機関協働事業等

- 単独の相談支援機関では対応が難しい者へのアセスメントや支援プラン作成、重層的支援会議の開催による関係機関の役割分担・支援の方向性の共有等を行う。（多機関協働事業）
- 制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、関係機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援等を行う。（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）
- 社会とのつながりが希薄化している者に対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。（参加支援事業）

3 実施主体等

実施主体

市町村

補助率

- ・多機関協働事業等について、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- ・包括的相談支援事業及び地域づくり事業については、各法に基づく補助率・負担額を維持

実施市町村数

| 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (予定) |
|-------|-------|---------------|
| 42 | 134 | 189 |

重層的支援体制整備事業への移行準備事業

令和6年度概算要求額 10億円（28億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 市町村が円滑に重層的支援体制整備事業を実施できるよう、各相談支援機関等との連携体制の構築をはじめ、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援の本格実施に向けた準備及び試行的取組等を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする庁内関係部局、庁外の民間団体等との連携体制の構築、重層的支援体制整備事業の実施に向けた計画の作成、多機関協働等の取組を行う。

（主な取組内容）

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする庁内連携体制の構築及び重層的支援体制整備事業への移行計画の作成
- 多機関協働による包括的支援体制構築の取組
- アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組
- 参加支援の取組
- その他重層的支援体制整備事業への移行に必要な取組

3 実施主体等

実施主体：市町村

補助率：国3/4、市町村1/4

令和4年度事業実績：令和4年度に事業を実施した225自治体のうち、令和5年度には41自治体が本格実施に移行する予定。

その他：令和5年度に事業を新規開始した自治体に対しては、新たな基準額を適用している。令和6年度においても、令和5年度及び6年度に事業開始した市町村に対しては、新たな基準額を適用する予定。

重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

令和6年度概算要求額 1.5億円（1.4億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

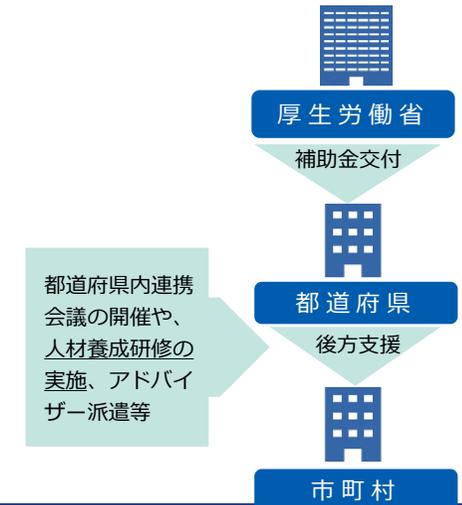
- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村において包括的な支援体制の構築を進めているところであるが、市町村からは、他の市町村の取組状況の把握や研修等を通じた市町村間の交流促進等のニーズがある。こうした市町村の多様なニーズに丁寧に対応していくため、各都道府県が必要な後方支援を行う。
- ※ 重層事業の実施自治体数が増えていく中で、国による研修のみならず、都道府県による市町村への継続的・伴走的な支援がますます重要になる。こうした中、令和5年度においては、社会福祉推進事業にて、都道府県において市町村に対する効果的な研修を実施でき、また、市町村内で実施する研修にも活用できるよう、標準的な研修内容のあり方について調査研究が行われているところ。
令和6年度予算要求では、都道府県において、こうした調査結果も活用しつつ、市町村職員に対する十分な人材養成がなされるために必要な経費について要求する。

2 事業の概要・スキーム

- 市町村の包括的な支援体制を整備するため、各都道府県が後方支援の取組を行う。

（後方支援の取組例）

- ・ 市町村の庁内連携促進のための支援や都道府県内連携会議の開催
- ・ 市町村間の情報共有の場づくり・ネットワーク構築
- ・ 重層的支援体制整備事業への移行促進に向けた取組を支援するための人材養成研修の実施
- ・ 地域共生社会の実現に向けた気運醸成のためのセミナー等の開催
- ・ 都道府県内における法律等の専門家派遣 等



3 実施主体等

実施主体：都道府県

補助率：国3/4、都道府県1/4

令和4年度事業実績：令和3年度（39都道府県）を上回る43都道府県が実施。

重層的支援体制構築推進人材養成事業

令和6年度概算要求額 30百万円（27百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村において、新たな事業に従事する人材の質を高めていくことが重要であるため、本事業の従事者や担当の市町村職員、市町村への支援を行う都道府県職員を対象にした人材養成研修等を実施する。
- 一方、包括的支援体制の整備は全ての市町村の努力義務になっていることから、本事業を実施していない市町村においても、庁内外の連携体制構築に向けたプロセスを踏む必要がある。このため、R6年度は、本事業を実施していない市町村や、移行準備中の市町村を対象とした、ブロック別の研修を導入する。

2 事業の概要・スキーム

（全国研修：重層事業実施市町村を主な対象とすることを想定）

- 多機関協働、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援の各事業の従事者を対象に、事業に必要な専門性を習得するための研修を実施する。

また、市町村の職員及び当該市町村が所在する都道府県の職員を対象に、重層事業を効果的に実施するために必要な、ファシリテーション能力やネットワーク構築に向けたノウハウなどを習得するための研修を実施する。

（ブロック別研修：重層事業未実施市町村を主な対象とすることを想定）

- 市町村の職員等を対象に、包括的支援体制を構築することの意義や、重層事業の理念に対する理解を進めるとともに、わがまちでの体制構築を進めるためにどのようなプロセスを経ることが必要なのか、先行実例から積み上がったノウハウや知見を習得するための研修を実施する。

（その他）

- 市町村を後方支援する都道府県のサポートのため、包括的な支援体制の整備を進めていく上で必要なノウハウの提供、民間企業との連携に向けたサポート、他の都道府県の取組やそのノウハウの共有、広域的に活用できる社会資源の整理、都道府県情報交換会の開催などを実施する。

3 実施主体等

実施主体：国

補助率：－（委託費）

令和4年度事業実績：全国の重層的支援体制整備事業実施自治体に対し、成熟度別（基礎編/応用編）に研修を実施。本事業等への理解を深めるとともに、十分な専門性を有する人材の養成や、市町村における包括的な支援体制の構築に向けた機運醸成を図った。

生活困窮者自立支援制度の実施体制の確保 (必要な人員体制を確保できる補助体系の見直し)

令和6年度概算要求額 117億円 (113億円) ※ ()内は前年度当初予算額。

1 事業の目的

- コロナ禍で顕在化した新たな支援層や孤独・孤立問題の深刻化、支援ニーズの多様化等の現状を踏まえ、自立相談支援事業等の補助体系の見直しを図り、自治体に対して支援の実施状況に応じた適切な支援を行うとともに、アフターコロナにおける生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

【自立相談支援事業に係る見直し案】

- ① 基本基準額の見直し
 - ・ 人口区分ごとの基本基準額について、人口規模に対する標準的な支援件数等に応じた金額に見直す。
 - ② 支援実績加算の創設
 - ・ 標準的な支援件数以上の支援実績がある場合について、当該実績に応じた加算を設ける。
 - ③ 支援の質の評価に係る加算の創設
 - ・ 有資格者の配置やアウトリーチ支援体制の整備、地域づくりの取組等、支援の質を評価する加算を設ける。
- ※ 現行の加算・減算については、内容に応じて、継続・見直し・廃止を図る。
- ※ 支援員の加配、事務職員の配置についても新たな補助体系の中で手当する。

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）

負担割合：国3/4、都道府県・市・区等1/4

実施自治体数（令和4年度）：自立相談支援事業906自治体

令和6年度概算要求額 **39**億円 (39億円) ※ ()内は前年度当初予算額。

1 事業の目的

- 就労準備支援事業及び家計改善支援事業は、生活困窮者の生活の立て直しや自立を支援していく上での重要な取組であり、更なる推進を図っていく必要がある。このため、両事業の補助体系の見直しを図り、自治体における支援の実施状況に応じた適切な補助を行うとともに、支援の質の向上を図る。
- また、就労準備支援事業では、交通費負担が就労体験の利用に繋がらない原因の一つになっていることから、就労体験利用時の交通費の負担を軽減する仕組みを創設し、就労に向けた取組を推進する。

2 事業の概要・スキーム

(1) 就労準備支援事業・家計改善支援事業の補助体系の見直し

① 基本基準額の見直し

- ・ 人口区分ごとの基本基準額について、人口規模に対する標準的な支援件数等に応じた金額に見直す。

② 支援実績加算の創設

- ・ 標準的な支援件数以上の支援実績がある場合について、当該実績に応じた加算を設ける。

③ 支援の質の評価に係る加算の創設

ア 良質な人材の確保

：常勤職員・有資格者・経験年数の長い職員等を一定割合確保している場合

イ 取組内容の評価

：アウトリーチ支援、就農訓練事業（就労準備）、司法専門職との連携（家計改善）等を実施している場合

(2) 就労準備支援事業における就労体験先への交通費支給

就労体験利用時の交通費の負担を軽減する仕組みを創設し、就労に向けた取組を推進。

※実施主体が、就労体験等の利用が効果的と判断し、支援プランに位置づけることを前提として、交通費の負担を軽減する仕組みを創設

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）

補助率：就労準備支援事業：2/3

家計改善支援事業：1/2（自立相談支援事業・就労準備支援事業と一体実施している場合には2/3）

実施自治体数（令和4年度）：就労準備支援事業695自治体、家計改善支援事業712自治体

令和6年度概算要求額 2.2億円（-億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 「住まいに課題を抱える生活困窮者」は、複合的な課題を抱えている場合が多く、住宅の提供のみならず、地域で自立した日常生活を継続していけるよう、地域とつながる居住環境や見守り・相談支援の提供をあわせて行うことが求められている。
そのため、総合的な相談対応や一貫した支援を行える実施体制を整備し、見守り支援や地域とのつながり促進支援など、地域共生の観点も取り入れたマネジメントを行うモデル事業を実施し、住まい支援システムの構築に向けた課題等を整理する。
- 住まい支援システムの構築にかかる自立相談支援機関、重層的支援体制整備事業等における対応については、上記モデル事業、居住支援機能等のあり方検討会（国交省等との共同事務局）、全世代型社会保障構築会議及び社会保障審議会部会での議論を踏まえ、予算編成過程において見直し内容を検討する。

2 事業のイメージ

住まいの相談

住まいに課題を抱える生活困窮者

- ・住まいを失っており、地域とのつながりもない
- ・家賃滞納による強制退去など住居を失う危険性が高く、地域とのつながりもない
- ・関係悪化により家族や知人から同居が拒否されている
- ・収入減少等により転居が必要となったが、転居費用が捻出できない。保証人、緊急連絡先も確保できない。等

市町村 居住相談支援センター（仮称）

- 〔構成〕 ※機能を付加でも可
- 自立相談支援機関に居住支援員（仮称）を配置
← 福祉と住宅をつなぐ人材、マネジメントの中心的役割
 - 住宅部局・不動産関係団体、居住支援関係団体等の関係機関との連携体制を構築
- 〔役割〕
- ① 住まいを中心とした相談支援（居住支援法人等との連携窓口）
 - ② アセスメント・プランの策定・フォローアップ
 - ③ 資源の開拓（生活困窮者の受入れに理解のある大家や不動産業者の開拓）等
- ※住まい支援システムの構築にかかる見直し内容については審議会等での議論を踏まえ検討

連携

居住支援協議会（住宅SN法）

- ※市町村の住宅・福祉部局・居住支援団体等で構成（都道府県の参加も推奨）
※居住支援協議会未設置の自治体においては、その他会議体との連携等を新たに構築
- 〔役割〕
- ・（個別事例でなく）地域の資源の把握や事業の総合調整 等

プランの策定

抱えている課題の背景、要因を把握し、幅広い視点で住まい支援を中心とした項目を盛りこむ。

- ① 住宅の斡旋
- ② 家賃支援（住居確保給付金等）
- ③ 居住支援（入居支援・居住継続支援 等）

※既存事業も活用

モニタリング

その他、適切な支援へとつなげる。

3 実施主体等

実施主体：実施自治体47か所 ※主に都市部を想定 補助率：国3/4 都道府県・市・区等1/4

※さらに、審議会等での議論を踏まえ、住まい支援システムの構築にかかる見直し内容について検討

令和6年度概算要求額 **40**億円 (35億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活困窮者には様々な要因により緊急一時的な居所確保が必要な場合があるが、各制度や運用上の課題、時間上の制約による各施設の入居拒否の問題が生じている。こうした生活困窮者に対して、支援先・受入れ先に繋ぐまでの間、宿泊場所や滞在中の食事の提供等による一時的な支援を可能とするため、一時生活支援事業において加算を創設する。
- また、地域居住支援事業については、これまで一時生活支援事業（シェルター事業）の実施を前提としていたが、R5年10月より単独実施を可能とすることとしたため、R6年度では平年度化するための経費を要求する。

※実施自治体数（令和4年度）：一時生活支援事業346自治体

2 緊急一時支援の加算創設の内容

【現行の事業対象者】

- ・住居を持たず収入・資産が一定以下の生活困窮者



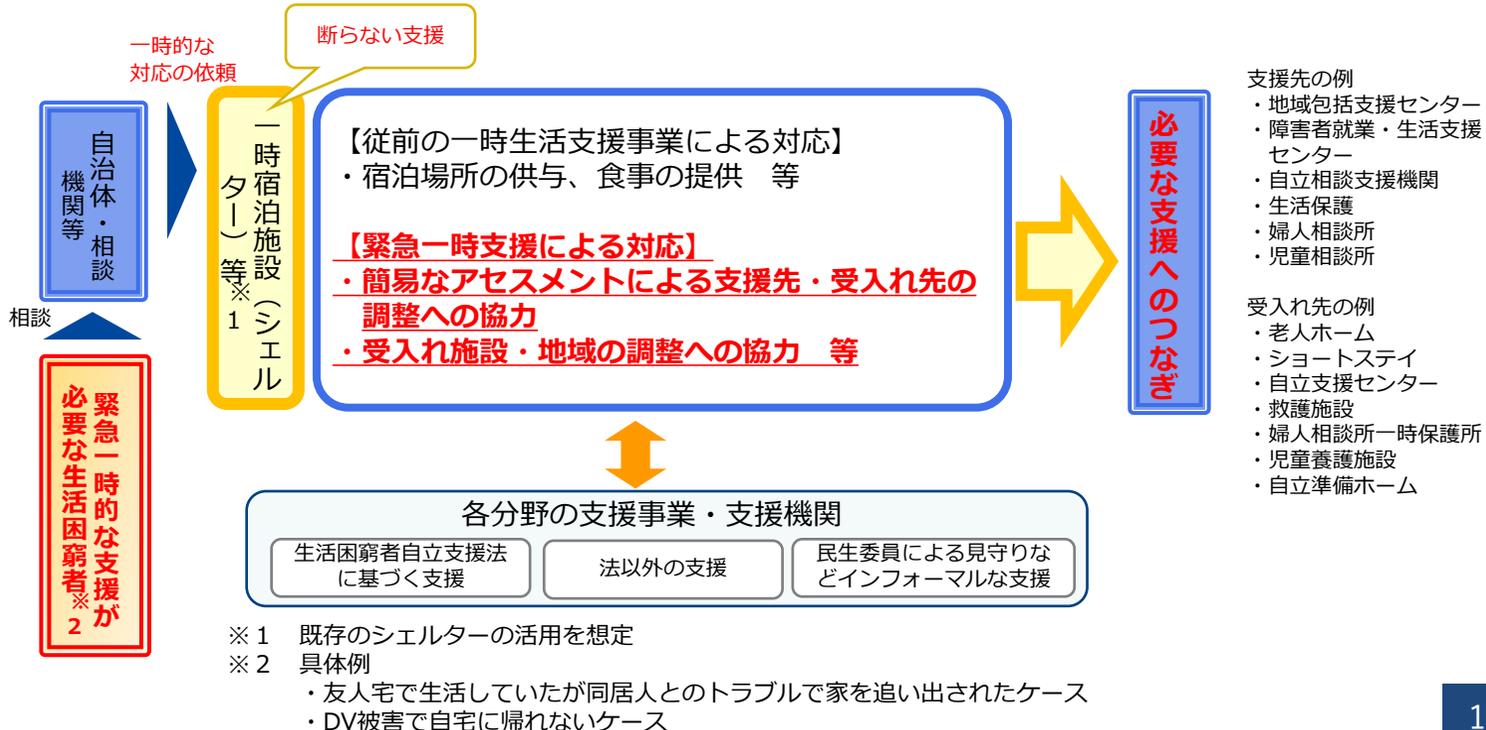
【見直し後の事業対象者】

- ・住居を持たず収入・資産が一定以下の生活困窮者
- ・緊急一時的な支援が必要な生活困窮者（※）

※原則365日受入れ対応

3 緊急一時支援のスキーム

- 緊急一時的な支援が必要な生活困窮者に対して、宿泊場所や滞在中の食事の提供等による一時的な支援を行うとともに、支援先・受入れ先の調整等を行う。



令和6年度概算要求額 2.3億円 (1.0億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 「就職氷河期世代支援に関する新行動計画2023」において、個々人の状況に合わせた丁寧な寄り添い支援として、効果的・効率的な支援に取り組むことが求められている。※令和5年度からの2年間は「第二ステージ」と位置づけられてる。
- 生活困窮者の就労支援にあたっては、支援対象者の特性に応じた就労体験・就労訓練の場を開拓・確保するとともに、地域の協力事業所との連携をさらに推進する観点から、令和5年度に就労体験・訓練中の利用者・受入企業双方に対するフォローアップ支援の強化(④・⑤)を図っているところ。
- 引き続き、これらの取組を加速させるため、より身近な福祉事務所設置市町村におけるモデル事業を中心に実施し、より実践的な取組・手法等に資する課題・ポイントを整理する。

2 事業概要・イメージ

- ① 就労体験・就労訓練先の開拓
(支援対象者の特性や地域の人手不足分野に応じた開拓)
- ② 事業所に対する受入体制整備支援
(支援対象者の特性に応じた業務切り出しなど)
- ③ マッチングの実施
(支援対象者の特性と事業所の特徴を踏まえたマッチング)
- ④ 就労体験・就労訓練先への支援・負担軽減
(支援プログラムの策定支援、雇用管理支援などのフォロー)
- ⑤ 就職支援・定着支援
(雇用関係助成金の周知・活用支援など)



3 実施主体等

【実施主体】福祉事務所設置自治体 (単独実施 21(9)、広域実施 6(3) ※)
【補助率】 10/10 ※()内は、令和5年度当初予算における想定箇所数

【事業の経緯等】

- ・ 令和5年度は都道府県(単独実施を含む)を中心としたモデル収集
- ・ 令和6年度は市町村(広域実施を含む)を中心としたモデル収集
- 令和7年度以降は就労準備支援事業としての実施を検討

【令和2年~令和4年の主な実績】

| | 自治体数 | 開拓事業所数 | マッチング件数 |
|------|------|--------|---------|
| 令和2年 | 13 | 376 | 231 |
| 令和3年 | 21 | 455 | 323 |
| 令和4年 | 18 | 543 | 472 |

令和6年度概算要求額 **33**百万円（－億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活困窮者自立支援制度における人材養成研修は、現在、初任者向けの研修のみ実施されている。中間まとめ（※1）においては「支援を担う人材の質を向上させるため、経験者向けのステップアップ研修」の創設について求められている。
- このため、経験年数ごとに体系化されたキャリアラダー及び現任者向けのステップアップ研修のキャリアラム作成をすることにより、支援員の資質向上を図る。

※1 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における「中間まとめ」（令和4年12月20日）

2 事業の概要・スキーム

【概要】

- ① 専門人材の育成のため、経験年数に応じたスキルの設定を行い、体系的なキャリアラダーを開発
- ② 上記キャリアラダーに応じ、ステップアップ（現任者向け）研修のキャリアラムを作成

<実施例>

- ・SV研修・アウトリーチ型支援研修
- ・コーチング等部下育成のための研修

新

生活困窮者自立支援員が専門職として目指すべきキャリアラダーの開発

初任者（1～2年目程度）

現任者（3～5年目程度）

現

【初任者研修】

【前期研修：国で実施】

【後期研修：都道府県で実施】

【現任者研修】

新

ステップアップ（現任者向け）研修
キャリアラム作成

- ・従事年数3～5年程度の現任者向け研修のキャリアラムを作成し、令和7年度より実施する。

3 実施主体等

実施主体：国（委託費）

令和6年度概算要求額 **1.3億円 (0.6億円)** ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 社会保障審議会の「中間まとめ」(※1)において、都道府県が研修に取り組みやすい環境を整備するとともに、支援員同士や関連施策の支援員等とのネットワークの構築を推進することにより、支援員に向けた支援を強化することについて検討することが求められている。
- そのため、都道府県ごとに研修企画チーム(自治体職員や支援員等)を組織し、全都道府県において研修実施体制を整備するための支援を行う。 ※令和4年度研修実施率は59%(実施都道府県:28)
- また、研修企画チームを核とした中間支援組織の立上げを行い、支援員同士や関連施策の支援員等とのネットワークの構築、拡大を行うなど、支援員に向けた支援を強化する。

※1 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における「中間まとめ」(令和4年12月20日)

2 事業の概要

(1) 都道府県研修実施のための研修企画チームの立上げ支援を強化

- ① ネットワークコーディネーターを配置し、都道府県研修実施のための研修企画チームの立上げを支援する。
- ② 研修企画チームの機能強化や運営を支援する。
- ③ 研修企画チームが発足している都道府県においては、ネットワークの拡大を行い、支援者への支援機関として、中間支援組織の組織化を支援する。

(2) 都道府県研修の全都道府県実施への支援

- 未実施の19自治体を含めて全都道府県で研修が実施されるよう、研修の運営を支援する。

4 実施主体等

都道府県による市町村支援事業 補助率 1 / 2
1実施主体あたり 20,000千円 (国庫補助: 10,000千円)

◎令和6年度要求額 129,535千円 (63,460千円) + 66,075千円

3 事業スキーム

強化

研修企画チーム (ネットワークコーディネーター)



【ネットワークコーディネーターの役割】

- ・ 都道府県研修の企画チームの立ち上げ (キーパーソンの発見)
- ・ ネットワーク会合の企画・周知・運営 (研修や検討会等)
- ・ SNS等を活用し、支援員同士が繋がれる仕組みの構築

都道府県への
研修運営支援

中間支援組織
の組織化支援

都道府県研修全県実施に向けたスケジュール

| | |
|-------|--|
| 令和6年度 | (1) 都道府県研修実施のための研修企画チームの立上げ支援を強化 (2) (1)を後押しするネットワーク作り。 |
| 令和7年度 | (1) 都道府県研修の実施に慣れていない都道府県への運営支援 (2) 企画チームのさらなる充実や継続のための体制整備 |
| 令和8年度 | (1) 全都道府県での完全実施 (2) 企画チームから派生した中間支援組織の組織化・自立化 ※全都道府県での研修実施を完了し、フォローアップ期間とする。 |

令和6年度概算要求額 **91**百万円 (67百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 社会保障審議会の「中間まとめ」(※)において、一時生活支援事業や子どもの学習・生活支援事業の従事者を対象とする研修を新たに設けることが求められている。
- また、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度については、制度間の連携を進めていくことが必要とされている。
- このため、被保護者に係る就労支援員・就労準備支援員研修についても一体的に実施することにより、生活困窮者自立支援制度における支援の質の向上及び生活保護制度との切れ目のない支援を推進する。

※ 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における「中間まとめ」(令和4年12月20日)

2 事業の概要・スキーム

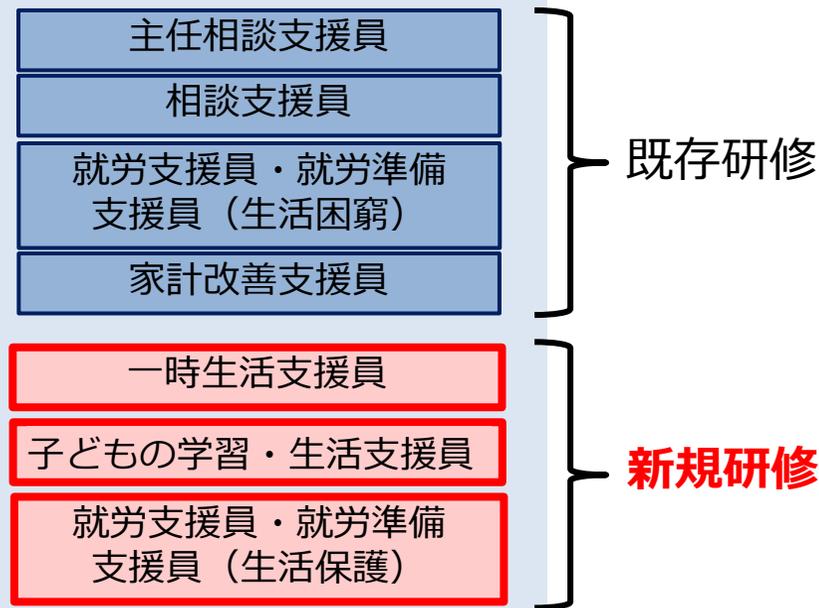
拡充

- 一時生活支援事業従事者養成研修、子どもの学習・生活支援事業従事者養成研修を新たに実施する。※
※令和5年度に調査研究事業でカリキュラム作成
- 被保護者の就労支援員・就労準備支援員研修と生活困窮の研修を一体的に実施する。

【令和6年度所要額】90,816千円

- ・人材養成研修予算：67,116千円(既存分)
- ・新規の2カリキュラム：8,650千円(拡充分)
- ・被保護者就労支援研修 予算：15,050千円(※)
(移管分) ※令和5年度予算額

国で実施する人材養成研修



3 実施主体等

実施主体：国(委託費)

令和6年度概算要求額 **18億円（16億円）** ※（）内は前年度当初予算額 ※生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

1 事業の目的

- ひきこもり当事者やその御家族が、より身近なところで相談ができ、必要な支援が受けられる環境づくりを目指して、相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 令和6年度においては、全国で、ひきこもりの方が大幅に増加している状況への対応、今国会において成立した、孤独・孤立対策推進法や就職氷河期世代支援の新行動計画等に基づく、ひきこもり支援の更なる推進のため、市町村における「ひきこもり地域支援センター」「ひきこもり支援ステーション」「ひきこもりサポート」事業（以下「センター等」という。）等の整備を加速化する。
- 併せて、ひきこもり支援推進事業の充実のため、以下の課題に対応した加算を創設。
 （課題）・指定都市では、日常生活により密着した行政区における居場所の設置や当事者・家族会などの充実が必要。
 ・支援対象者の抱える課題は複雑・複合化しており、支援の困難さや長期化により支援者自身が疲弊し、効果的・継続的な支援を阻害。

2 事業概要・スキーム・実施主体等

① 市町村における相談支援体制整備の加速化

市町村におけるセンター等の設置増加（43箇所（430→473）見込み）に対応するため、所要額を確保。

- ・事業補助率：1 / 2
- ・実施主体：都道府県・指定都市・一般市町村

市町村の支援環境の整備を加速化させるため、センター等の設置に向けた相談の場、居場所づくり、実態やニーズ把握等の取組に必要な備品購入費や修繕費、準備スタッフの雇いあげ費用等の準備費用に対し補助する。（次年度新たにセンター等の事業を開始する市町村に限る）

- ・事業補助率：3 / 4
- ・実施主体：一般市町村

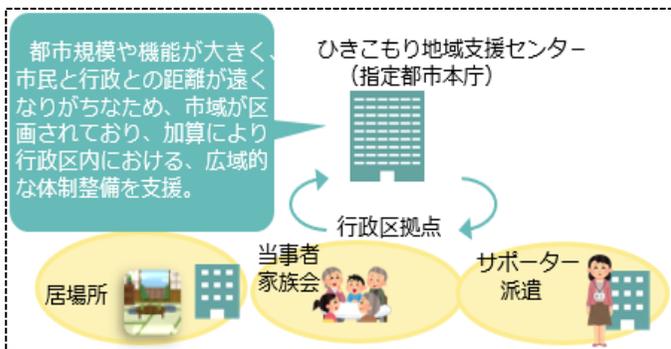
② 事業の拡充（加算の創設）

（行政区拠点加算）

指定都市の行政区に支援拠点を設置する際、一定の加算を行う。

- ・加算額：
4,000千円
※1指定都市あたり
※任意事業

- ・対象：
指定都市（センター）



（支援者ケア加算）

支援者が抱える悩みの解消・抑制のため、コミュニケーションツールを活用した支援者同士の悩み等の共有、公認心理・臨床心理士等の派遣を受けてスーパーバイズ等を実施する場合、一定の加算を行う。

- ・加算額：
2,000千円
※任意事業

- ・対象：
都道府県・指定都市（センター）



令和6年度概算要求額 **591**億円の内数 (545億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 民生委員の定数に対する委嘱数の割合 (※) の全国平均は、中長期的な低下が続いており、多くの自治体において担い手の確保が喫緊の課題である。
※充足率 直近改選時 2022年:93.7% (前回改選時 2019年:95.2%)
- このため、民生委員が活動しやすい環境の整備や担い手確保に向けた地方自治体の創意工夫による取組に対して支援する。

2 地域づくり事業の概要

- (1) 地域住民のニーズ・生活課題の把握
- (2) 住民主体の活動支援・情報発信等
- (3) 地域コミュニティを形成する「居場所づくり」
- (4) 行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開

(5) 地方自治体が創意工夫を凝らして実施する 民生委員の「業務負担の軽減」・ 「理解度の向上」・「多様な世代の参画」 に資する事業の実施【新規】

----- (5) の取組イメージ -----

- 民生委員の指示・指導のもと地域の見守り活動等の活動の補佐を行う「民生委員協力員」を設置し民生委員活動をサポートする体制づくり
- 小学生を対象とした「こども民生委員」を委嘱し、地域の見守り活動へ体験参加を行い、その保護者にも民生委員活動の重要性の理解を促す
- 仕事をしながら民生委員活動がしやすい環境を整備するため、タブレット端末などICTを活用して、情報共有や定例会議のオンライン化を図る
- 大学生や高校生が民生委員応援団を結成し、SNS (インスタグラム等) を活用した周知・広報活動を実施することにより、若い世代の理解を促進するとともに、民生委員活動への参加・協力を促す 等

3 (5) の実施主体等

- ◆実施主体：都道府県、市区町村
- ◆補助率：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市区町村 1 / 4
- ◆補助単価：年額、1自治体あたり右記のとおり

| | 現行 | | (5) を実施する場合 |
|----------------------|---------|---|----------------|
| ・都道府県： | 1,000万円 | → | 1,060万円 |
| ・市区町村：以下の人口区分ごとに定める額 | | | |
| 人口5万人未満 | 450万円 | → | 480万円 |
| 人口5万人以上10万人未満 | 600万円 | → | 640万円 |
| 人口10万人以上50万人未満 | 900万円 | → | 950万円 |
| 人口50万人以上 | 1,500万円 | → | 1,590万円 |

令和6年度概算要求額 **52**億円の内数（**35**億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

| | |
|-------------|-------|
| (52億円の内訳) | |
| 地域自殺対策強化交付金 | 46億円 |
| 調査研究等業務交付金 | 6.0億円 |

1 事業の目的

- 令和4年(2022年)の小中高生の自殺者数は、過去最多の514人となっており、自殺予防などへの取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や、自傷行為等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要。
- こどもの自殺対策緊急強化プラン(令和5年6月2日決定)や、自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)においても、こどもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組みの構築について盛り込まれている。
- こうした状況を踏まえ、こどもの自殺対策の強化の観点から、こどもや若者の自殺危機対応チームの設置によるこどもや若者の困難事案への的確な対応に向け、今年度から開始したモデル事業を拡充し、より一層取組を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業を実施する。

こども・若者の自殺危機対応チーム(事務局:地域自殺対策推進センター等)

○支援対象者: 次の若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者

- ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない、④家族を自殺で亡くしている 等

○構成: 精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする

○内容: 地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施。

- ①チーム会議の開催: 支援方針・助言等の検討
- ②支援の実施: 支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
- ③支援の終了: 地域の関係機関への引継



○都道府県・指定都市への取組支援:

厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が、長野県等の取組に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。

3 実施主体等

補助先: 都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」

補助率: 10/10

令和6年度概算要求額 **52**億円の内数（**35**億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

（52億円の内訳）
 地域自殺対策強化交付金 46億円
 調査研究等業務交付金 6.0億円

1 事業の目的

- 我が国の自殺者数は、21,881人（令和4年）となっており、依然として高い水準で推移している深刻な状況にある。
- 自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）でも、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐことの重要性が盛り込まれている。
- 未遂者が救急病院搬入後、退院され地域に戻った際に必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行う都道府県等における推進体制を整備することを目的とする。

2 事業の概要

- 令和5年度に引き続き、自殺未遂者の自殺企図の再発を防止するため、コーディネーターを配置し、「自傷・自殺未遂レジストリ」に参加している救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行うモデル事業の実施。
 また、都道府県の設置する地域自殺対策推進センターと救急病院等の関係機関の連携体制構築のための定期的な会議を実施。（地域自殺対策強化交付金）
- 事業実施に当たっては、「いのち支える自殺対策推進センター」からの情報提供、研修等の支援を受けて行うものとする。このため、同センターの体制の強化を図る（調査研究等業務交付金）

3 事業スキーム・実施主体等

実施主体：都道府県（自傷・自殺未遂レジストリの参画救急病院を所管する都道府県に限る。）
 厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
 補助率：10/10（都道府県分は概ね3年程度を上限）



※ 令和6年度においては、実施自治体数を5自治体から7自治体程度に拡充。

令和6年度概算要求額 **1.9億円（1.1億円）** ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）において、「地域自殺対策推進センターが地域自殺対策の牽引役として自殺対策を進められるよう、地域自殺対策推進センター長の設置及び全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援する」ことや、「地域においては、地方公共団体、民間団体の相談窓口及び相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関（地域自殺対策推進センター、精神保健福祉センター、保健所等）とのネットワーク化を推進し、当該ネットワークを活用した必要な情報の共有が可能となる地域プラットフォームづくりを支援する」ことについて盛り込まれている。

○このため、都道府県・指定都市自殺対策推進センターにおけるセンター長の配置、及び各都道府県における地域自殺対策推進センターを事務局とした地域自殺対策プラットフォームの構築を支援するため、地域自殺対策推進センター運営事業の拡充を図る。

2 事業の概要・スキーム

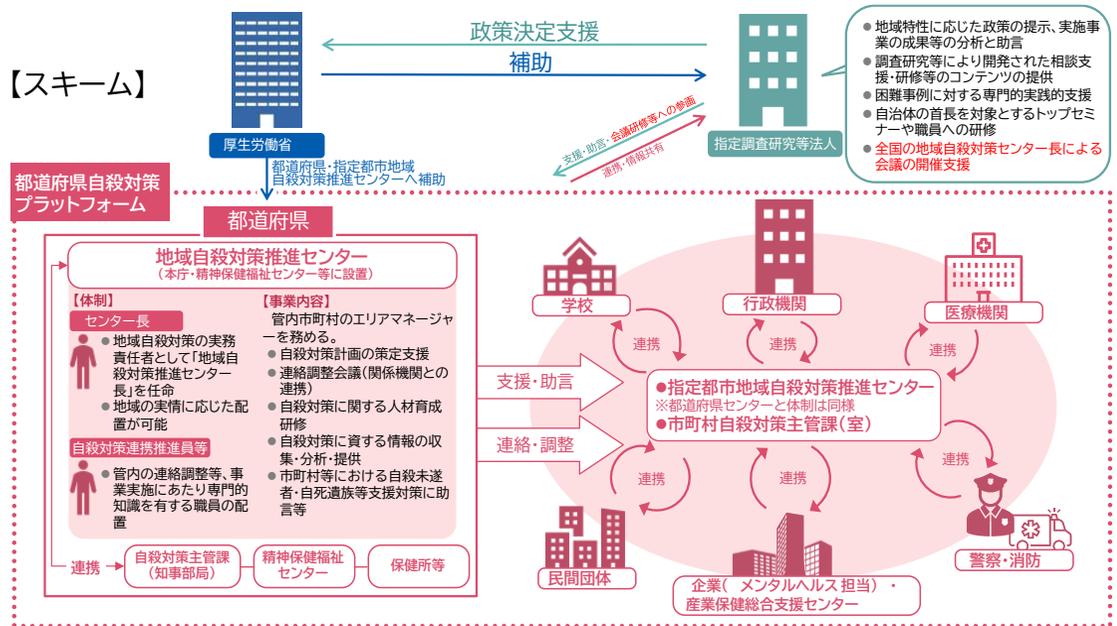
1. センター長の配置【新規】（都道府県・指定都市）

新たな大綱において、都道府県・指定都市自殺対策の実務責任者として「地域自殺対策推進センター長」を任命し、責任の所在を明確にすることとされたところであり、新たに専任の職員の配置や会議開催に要する経費を拡充する。

2. プラットフォームの構築【新規】（都道府県）

都道府県が市町村等に対して支援を行う際に、各都道府県における自殺対策の関係機関が、それぞれの組織単独で対応したのでは陥りかねない資源不足を補うため、当該関係機関等が情報の共有や実務的な連携を行うための枠組みとして「地域自殺対策プラットフォーム」を構築することが新たな大綱において明記したところ。

これら連携を円滑に行うために、地域自殺対策推進センターに自殺対策連携推進員等を配置するほか、連絡調整に係る会議開催に要する経費を拡充する。



3 実施主体等

○地域自殺対策推進センター長の配置・・・補助先:都道府県・指定都市、補助率:1/2

○都道府県自殺対策プラットフォームの構築・・・補助先:都道府県、補助率:1/2

令和6年度概算要求額 6.0億円（4.9億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」に基づき、「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）」が厚生労働大臣指定調査研究等法人として指定されている。
- 令和4年の小中高生の自殺者数が令和2年を越えて過去最多の514人となったことを踏まえ、こどもの自殺対策緊急強化プラン（令和5年6月2日決定）や、自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）を踏まえた取組等を推進するため、指定調査研究等法人の取組、体制を強化する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

○こどもの自殺対策の強化【新規】

（1）こどもの自殺に関する情報収集・調査分析の体制強化

こどもの自殺対策の推進に必要なデータ等を収集・分析する体制を強化するため、情報収集・調査分析を担当する職員を増員する。

（2）こども・若者の自殺危機対応チーム事業に取り組む自治体への支援の強化等

こども・若者の自殺危機対応チームを設置し、運営する自治体への支援を強化するため、担当職員を増員するとともに、事例の収集・整理、ガイドラインの策定に向けた検討等に要する経費を拡充する。

（3）自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業に取り組む自治体への支援の強化等

自傷・自殺未遂レジストリに登録された自殺未遂に関する情報の調査分析を実施し、より有効な自殺未遂者支援に活用するため、担当職員を増員するとともに、自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業に取り組む自治体数の拡充を踏まえ、それらの自治体に対する研修の実施に要する経費を拡充する。

○指定調査研究等法人における体制の拡充【新規】

（4）著名人の自殺報道等への対応の強化

著名人の自殺報道等について、手段や場所等の詳細を報じることは、その内容や報じ方によってはこどもや若者、自殺念慮を抱えている人に強い影響を与えかねないため、担当職員の増員や自殺報道に関する勉強会の開催等により、WHO発行の『自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道が実施されるよう、対応を強化する。

（5）自殺対策に取り組む自治体、民間団体への支援等の強化

自治体職員向けeラーニングの運用及び研修内容の充実、都道府県自殺対策プラットフォームの構築に取り組む自治体職員や自殺対策に取り組む民間団体関係者に対する研修の企画、実施等に要する経費を確保する。

（6）海外への情報発信、海外の取組の情報収集等を通じた国際連携の推進

日本の自殺対策の取組についての国際的な発信、海外の自殺対策の情報収集等を行い、国際連携の推進を図るため、外国旅費等の経費を拡充する。

3 実施主体等

実施主体：厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」 補助率：10/10

令和6年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 **27**億円の内数（23億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

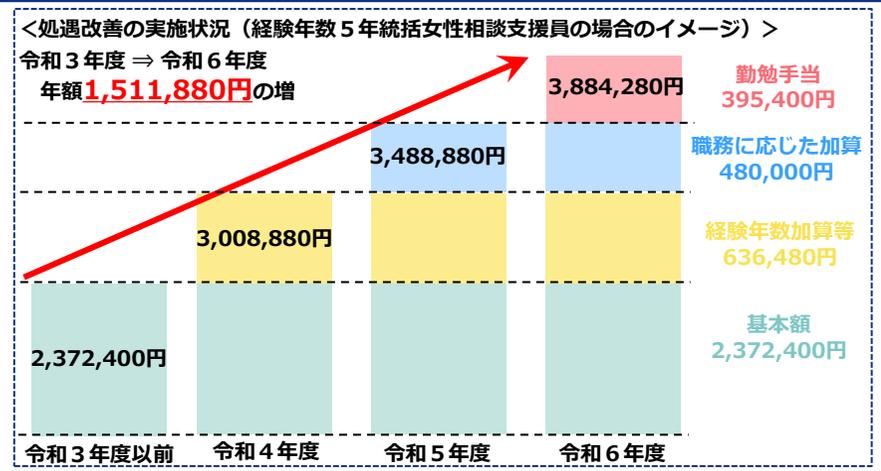
- 困難な問題を抱える女性への支援の担い手となる女性相談支援員（非正規職員）の手当を支給することで必要な人材を確保するとともに、各種研修受講等を推進することで、専門性の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 女性相談支援員の業務内容や勤務実態を踏まえ、研修受講の有無や経験年数に応じた手当を支給することで、必要な人材を確保し、適切な支援を提供する。
- さらに、女性相談支援員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に要する経費を補助する。

【拡充内容】

- 女性支援新法の施行を踏まえた**実施主体の拡大（町村の追加）**
- 地方自治法の一部を改正する法律を踏まえた、**勤勉手当の新設。**



3 実施主体等

<実施主体> 都道府県・市**町村**（特別区含む）

<補助率> 国 1 / 2（都道府県・市**町村** 1 / 2）

<相談員配置実績等>
 相談員数：1,579人（R4.4.1時点）
 相談対応件数：延べ437,113件（R3年度）

<補助単価案>

1. 女性相談支援員手当等
- (1) 女性相談支援員手当
- ア 基本額 研修修了者：月額 197,700円、研修未修了者：月額 153,900円
 - イ 経験年数加算（R4～）
 - i 経験年数3～9年の者 研修修了者：月額 4,500円 ×（経験年数-2年）
研修未修了者：月額 3,500円 ×（経験年数-2年）
 - ii 経験年数10年以上の者 研修修了者：月額 45,000円
研修未修了者：月額 35,000円
 - ウ 期末手当（R4～） 研修修了者：年額 474,480円
研修未修了者：年額 369,360円

- 工 勤勉手当（R5～）** 研修修了者：年額 395,400円
研修未修了者：年額 307,800円
- (2) 統括女性相談支援員加算 月額 40,000円（R5～）
- (3) 主任女性相談支援員加算 月額 5,000円（R5～）

2. 女性相談支援員活動費
- ア 都道府県 女性相談支援員の数 × 61,000円
 - イ 市町村 女性相談支援員の数 × 51,000円
 - ウ 研修旅費 1人あたり年額 46,360円
 - エ 代替職員 1自治体あたり年額 246,080円

令和6年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 27億円の内数 (23億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 女性相談支援員を配置している市区単位等で、女性相談支援センター等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク(協議会)を構築・運営し、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供する。

【拡充内容】

- 女性支援新法の施行を踏まえ、事業の実施主体(現行：市区)について、新たに**都道府県及び町村を対象として加える。**

2 事業の概要・スキーム

(1) 地域協議会

ア 代表者会議

ネットワークの構成機関の代表者が参集し、実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1~2回程度開催し、①支援対象女性への支援方針全体の検討、②実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価等について協議を行う。

イ 実務者会議

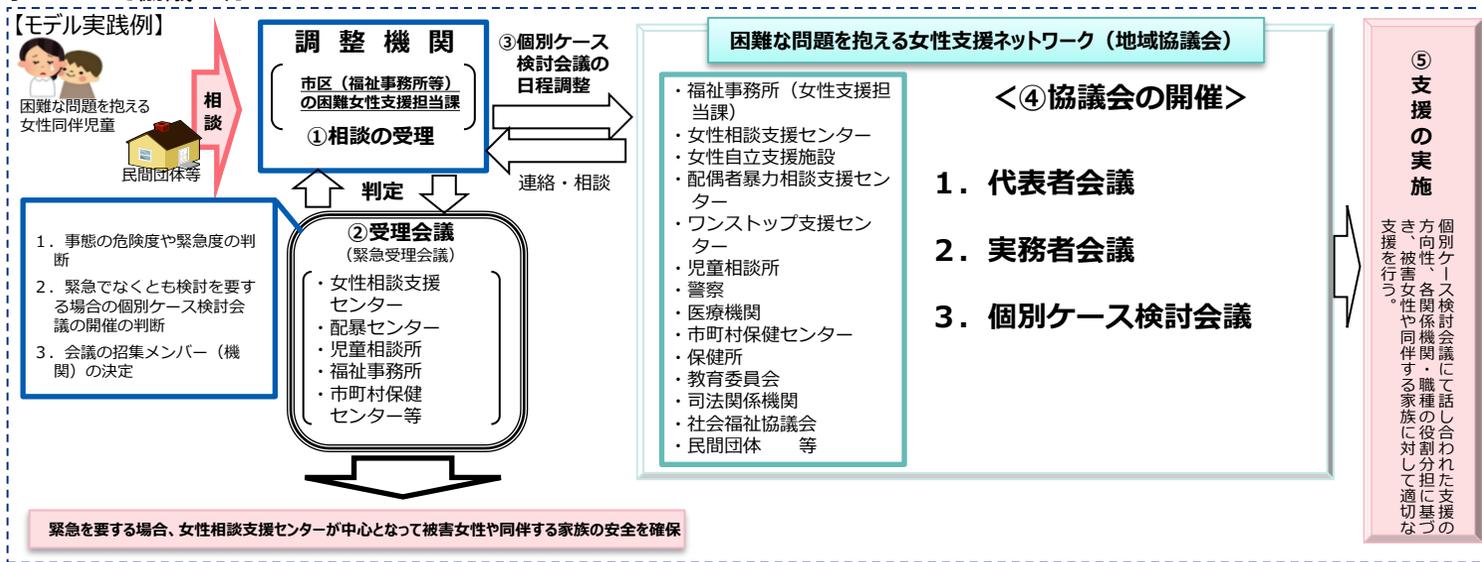
実際に支援を行う実務者から構成される会議であり、①全てのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、支援方針の見直し、②定期的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討、③支援対象者の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握、④協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告等について協議を行う。

ウ 個別ケース検討会議

個別の支援対象者について、直接の担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、具体的な支援の内容等を検討するために適時開催する。

(2) 調整機関

調整担当者を置き、地域協議会に関する事務を統括するとともに、支援対象者に対する支援が適切に実施されるよう、実施状況を的確に把握し、必要に応じて女性相談支援センター、その他の関係機関等との連絡調整を実施する。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・女性相談支援員を設置している市町村(特別区含む)

【補助単価案】 1自治体当たり 8,770千円 【補助率】 国：10/10

令和6年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 27億円の内数（23億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性のうち女性自立支援施設（現：婦人保護施設）への入所による支援が望ましいと考えられる女性であっても、若年女性、同伴児のいる女性、障害を持つ女性等の概ね3割が入所につながっていない。
- また、入所につながらなかったケースについては、その後の行き先や支援の状況が把握できない場合も多く、支援が途切れている可能性もある。
- そのため、女性自立支援施設へ通所しながら、性暴力等の被害からの心身の健康の回復に向けた支援や、安定的な日常生活を営んでいくための専門的な相談支援等を継続的に受けられる事業をモデル的に実施し、入所につながらなかったケースへの効果的な支援の在り方を検討する。

参考：困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本方針（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号）（抜粋）

特に、女性自立支援施設への入所措置がなされない場合、性暴力等の被害からの心身の健康の回復に向けた支援や、安定的な日常生活を営んでいくための専門的な相談支援等を継続的に受けることが難しいとの指摘もあることから、例えば通所により、女性自立支援施設等の支援担当者の専門性を活かした支援を受ける等、入所措置に至らない場合の新たな専門的支援の在り方について、検討を深めていくことが必要である。

2 事業の概要・スキーム

1. 日中活動等を通じた居場所の確保や生活習慣等の定着支援

日中活動等を通じて、日中の居場所を提供するとともに、就業意欲を高め、一般的な生活力を身につけるための支援を行う。

2. 心理療法

定期的な心理療法等を実施し、性暴力等の被害からの心身の健康の回復を図る。

3. ピアサポート

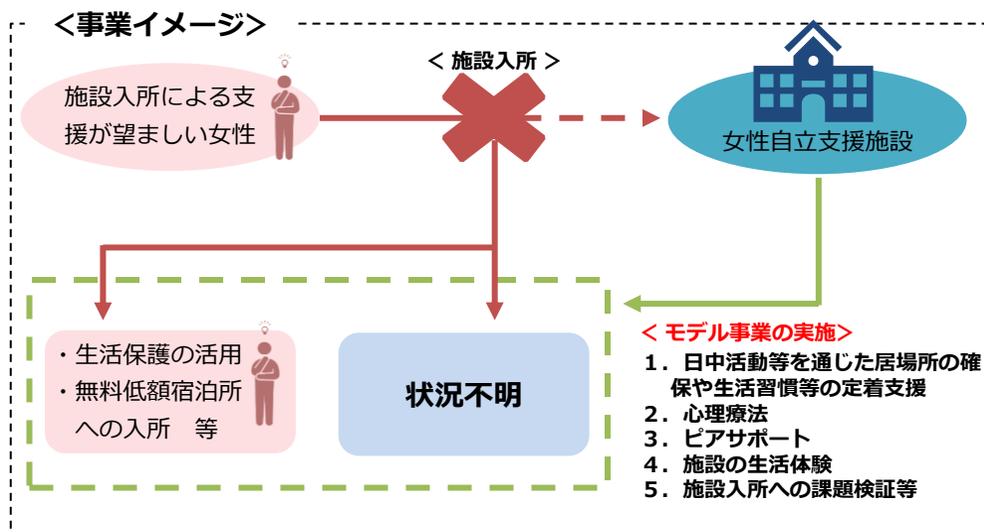
施設入所者を含め、同じ立場や境遇、経験等を有する女性同士の情報交換や交流の場の提供など、当事者性を活かしたサポート活動を行う。

4. 施設の生活体験

施設入所が望ましい者等について、事前に施設における生活を体験することで、本人の意思決定等を支援する。

5. 施設入所への課題検証等

入所に至らなかったケースについて、その要因を検証し、必要な見直しを図るとともに、必要に応じた入所の促進を図る。



3 実施主体等

【実施主体】都道府県

【補助率】3/4

【補助単価案】1施設あたり 5,571千円、4の利用者一人当たり日額2,405円



婦人保護施設措置費（婦人保護事業費負担金・婦人保護事業費補助金）

令和6年度予算概算要求額 **26億円（26億円）** ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 女性相談支援センターが、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、社会生活を営むうえで困難な問題を抱える女性を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用（婦人保護事業費負担金）や、女性自立支援施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用（婦人保護事業費補助金）として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が補助を行う。

2 事業の概要・スキーム

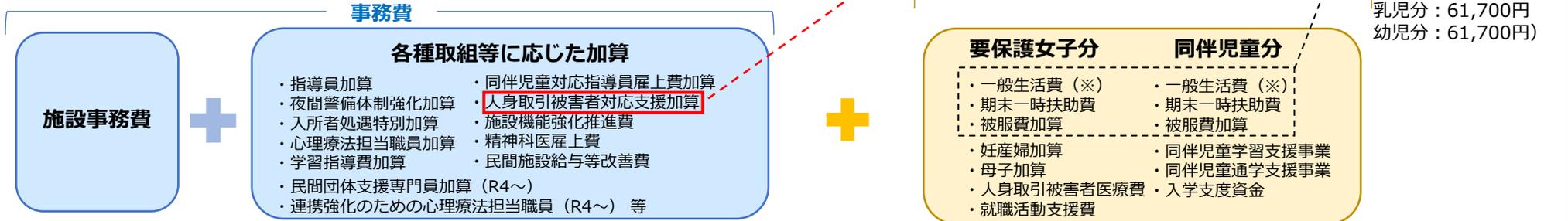
＜婦人保護事業費負担金＞ 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ



外国籍を有する困難な女性への支援の充実を図るため、通訳者の雇上げ費用について支援対象者の拡大

乳児同伴1名の場合の1世帯あたり月額 **146,600円**
（内 R5年度一般生活費
要保護女子分：73,100円
乳児分：61,700円
幼児分：61,700円）

＜婦人保護事業費補助金＞ 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ



3 実施主体等

- （実施主体） 都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市
- （補助率） 国 5 / 10（都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市 5 / 10）

令和6年度概算要求額 **7.8億円 (4.0億円)** ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

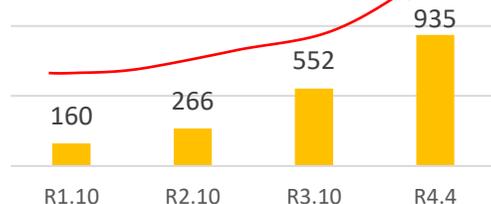
- 第二期基本計画に盛り込まれた**令和6年度末までのKPI達成に向け**、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、**全ての都道府県において**、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど**市町村支援機能の強化**を図る。
(都道府県による協議会の設置：令和4年4月1日現在 19都道府県 ➡ 令和6年度末 **全都道府県**)
- 市町村においては、**全ての市町村において中核機関の整備**を進め、中核機関の立ち上げ後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築など**中核機関のコーディネート機能の更なる強化**を図る。
(市区町村による中核機関の整備：令和4年4月1日現在 935市区町村 ➡ 令和6年度末 **全市区町村**)

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

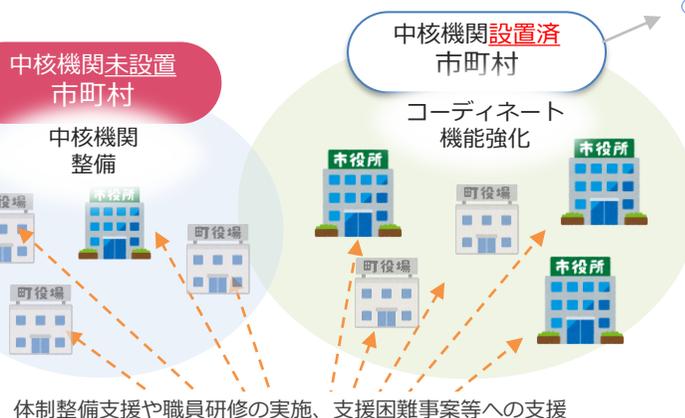
－ 事業の実施・関係性のイメージ －

● 中核機関立ち上げ支援事業

〈実施主体〉市町村（委託可）
 〈基準額〉600千円
 〈補助率〉1/2
 〈実績〉58市町村（令和4年度）
 (参考) 中核機関の整備状況



市町村



○ 中核機関コーディネート機能強化事業

〈実施主体〉市町村（委託可）
 〈基準額〉1,000千円/取組
 〈補助率〉1/2
 〈実績〉264市町村（令和4年度）
 (コーディネート機能強化の取組)

- ① 調整体制の強化
- ② 受任者調整の仕組み化
- ③ 広域連携の実施
- 新** ④ 対応困難事案の支援円滑化

● 都道府県による市町村支援機能強化事業

〈実施主体〉都道府県（委託可）
 〈基準額〉1,000千円/必須取組
 4,000千円/加算取組
 (1都道府県あたり最大10,000千円)
 〈補助率〉1/2 〈実績〉41都道府県（令和4年度）

(市町村支援機能強化の取組)

- 【必須】 ①司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施
 ②市町村・中核機関等の職員向け研修の実施
- 【加算】 ①体制整備アドバイザーの配置・派遣
 ②相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置等

都道府県

令和6年度概算要求額 **1.3億円** (1.1億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応するためには、中核機関による支援のみならず福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体による支援についても、その機能を高めることが重要である。
- このため、**第二期基本計画に盛り込まれた令和6年度末までのKPI達成に向け、全ての都道府県において意思決定支援研修の実施**に取り組むとともに、本人の状況に応じた効果的な支援を進めるため、**成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化**に取り組む。併せて、**オンラインを活用した効果的な支援の実施**を進める。

(都道府県による意思決定支援研修の実施：令和4年4月1日現在 16都道府県 ➡ 令和6年度末 **47都道府県**)

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- **都道府県による意思決定支援研修等推進事業**
 - ・ **都道府県等**において、厚生労働省が養成した講師等を活用し、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**意思決定支援研修を実施**する。
 - ・ **市町村等**において、地域の実情に応じて、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**権利擁護支援の強化を図る研修を実施**する。

<実施主体> 都道府県、市町村（委託可）
 <基準額> ①意思決定支援研修の実施 1,000千円
 ②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円
 <補助率> 1/2 <実績> 70自治体（令和4年度）



- **成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業**
 - ・ 判断能力が不十分な本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、**成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携強化に取り組む**。

<実施主体> 都道府県、指定都市（委託可）
 <基準額> 5,000千円
 <補助率> 1/2
 <実績> 10自治体（令和4年度）

制度間の移行調整等を行う連携コーディネータの配置等

- **互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業**
 - ・ 中山間地、離島などの市町村において、司法専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、**オンラインの活用を図る**。

<実施主体> 都道府県、市町村（委託可）
 <基準額> 300千円
 <補助率> 1/2
 <実績> 34自治体（令和4年度）

令和6年度概算要求額 **1.8億円 (98百万円)** ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、令和4年度から実施している「**持続可能な権利擁護支援モデル事業**」の**実践事例の拡充**を行う。**(35カ所 → 40カ所)**
- 具体的には、新たな権利擁護支援策の構築に向けて、**各種の取組（下図①、②及び③）の実践事例を通じた分析・検討を深め**、取組の効果や制度化・事業化に向けて**解消すべき課題の検証等を進める**。
- そのうち**法人後見に関する取組（下図①[1]）**については、これまでのモデル事業の実践や令和5年度に策定する「法人後見（業務委託型）実施の手引き（案）」をもとに**その実施の促進を図りつつ、取組拡大に向けて解消すべき課題の把握・検証等を行い、その成果を当該手引きの成案策定に反映する**。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

〈実績〉 10自治体（令和4年度）

- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

【実施主体】 都道府県・市町村（委託可） 【基準額】 ①の[1]以外の取組 1自治体あたり 5,000千円 【補助率】 3/4 ①の[1]の取組 1自治体あたり 10,000千円 【補助率】 1/2

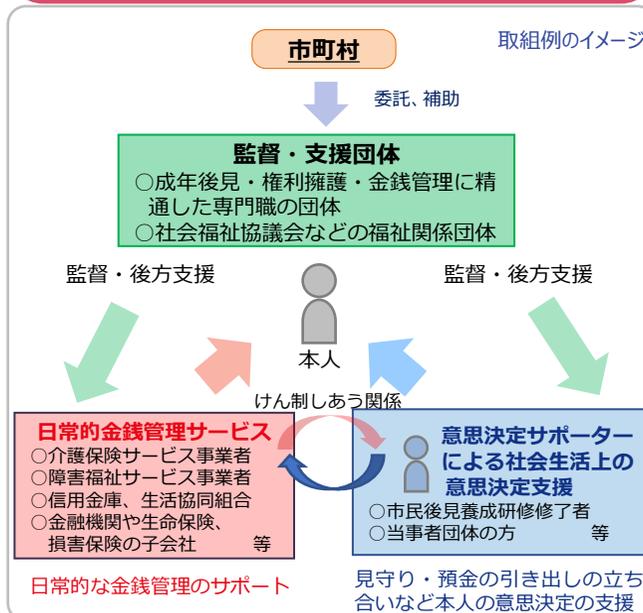
1

- [1]法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組
- [2]日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組



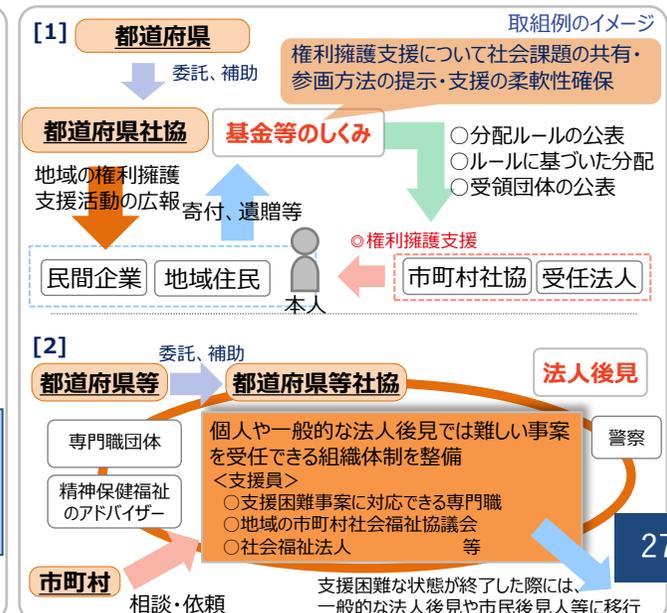
2

- 市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組



3

- [1]寄付等による多様な主体の参画を促す取組
- [2]支援困難事案に都道府県等が関与する取組



Ⅱ 生活保護制度の適正な実施

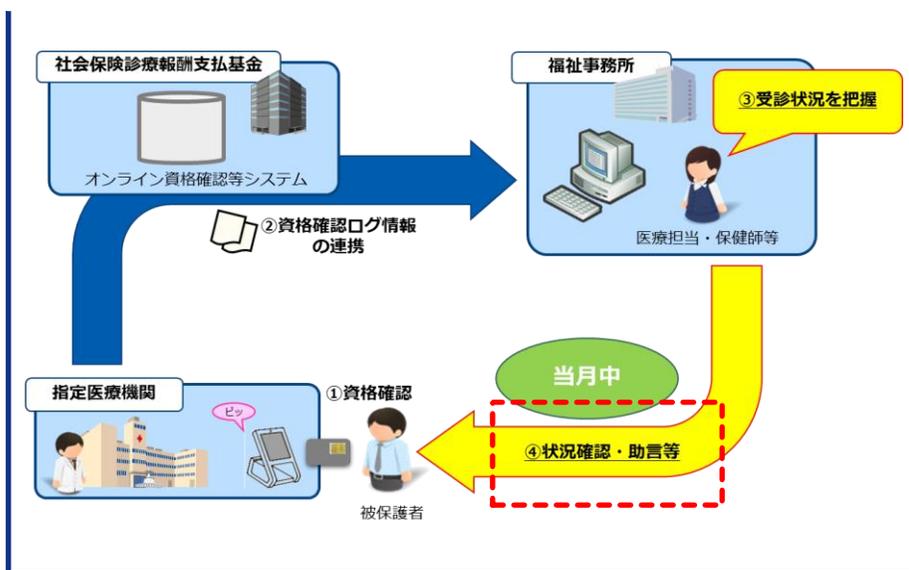
令和6年度概算要求額 63百万円（－）※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 頻回受診対策については、被保護者に頻回な受診行動が定着するより以前の早期に適正な受診を促すことが重要と指摘されている一方で、現行の頻回受診指導は、レセプトから対象者を抽出して実施しているため、受診から実際の指導までに2か月程度のタイムラグが生じており、効果的な取組が難しい。
- この点について、オンライン資格確認の導入後（令和5年度中導入予定）、福祉事務所には、オンライン資格確認等システムから被保護者の受診状況が連携される。この機能を用いて、福祉事務所において早期に頻回受診の傾向がある者を把握し、当該者に対する助言等を実施することにより適正な受診を推進する。
- 令和6年度においては、医療扶助のオンライン資格確認が円滑に稼働している自治体（10箇所程度）にてモデル的に実施する。
 ※ オンライン資格確認システムの1機能である「資格実績ログ」を活用。当該「資格実績ログ」の具体的な活用方法の検討、運用成果や課題等を取りまとめ、事例集として福祉事務所向け手引きを作成するための調査研究事業（委託事業）を別途予算要求。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

頻回受診の傾向がある者に対する早期の助言等のモデル実施
 （医療扶助適正実施推進事業において実施）

【実施主体】 モデル事業実施自治体（10箇所程度）

【補助率】 10/10

- 福祉事務所において、被保護者が医療機関の窓口で資格確認を行った際の実績（ログ情報）から、被保護者の受診状況を把握する。
- 福祉事務所は、当月に同一医療機関に15日以上受診している者について、早期に状況確認や相談支援を行い、必要に応じて訪問等による助言等を行う。

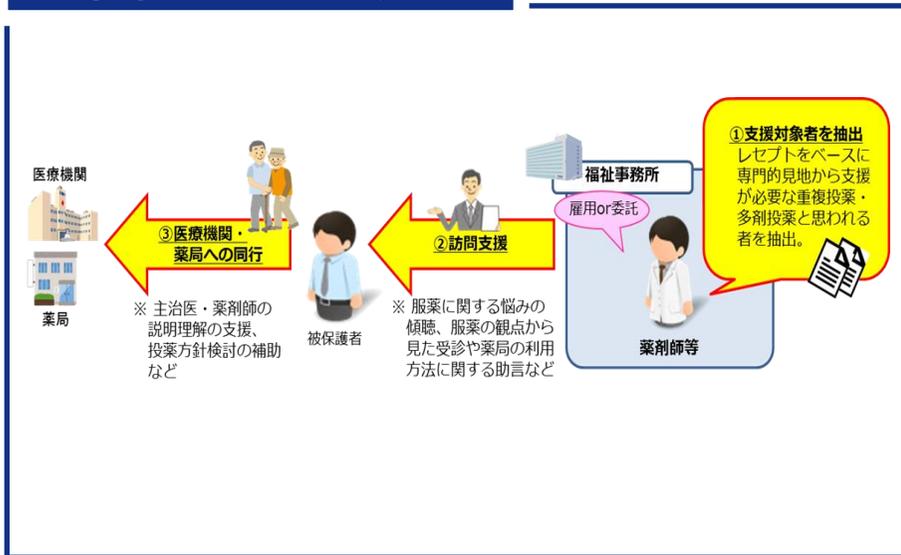
※ オンライン資格確認の仕組みで把握できるのは、資格確認の実績であり、頻回受診者の特定まではできないことに留意し、早期の段階での状況確認や相談支援等の支援を主とした対応を行う。

令和6年度概算要求額 医療扶助適正実施推進事業 25億円（23億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 多剤投薬については、患者の薬物有害事象等のリスクを増加させ、薬剤費の増大につながるおそれもあることから、特に高齢者においてポリファーマシー（多剤服用でも特に害をなすもの）に着目した対策の必要性が指摘されている等の状況を踏まえ、令和5年度からレセプトから多剤投薬に着目した点検を行い、当該対象者に保健指導・生活支援や相談支援等の取組を実施している。
- 今般、令和6年度からの第4期医療費適正化基本方針として、複数種類の医薬品の投与の適正化に関する目標を設定することが考えられること、効果算定（医療費見込みの推計方法）としては9種類以上投与されている65歳以上の患者数と一人当たりの調剤費等を用いて算定すること、が示されたところ。
- これを踏まえ、現行（15種類以上）より多くの対象者（9種類以上）への指導要否の検討に係る取組を実施するための経費を要求する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- **多剤投薬適正化指導の強化（医療扶助適正化事業）**
【令和5年度から実施】
【実施主体】福祉事務所設置自治体
【補助率】3/4
 - ・ 多剤投薬に着目したレセプト点検を実施し、多剤投薬が疑われる者を抽出
 - ・ 薬剤師等医療関係者の配置又は業務委託により、専門的見地から多剤投薬となっている者に対する受診や薬局の利用方法等に関する指導を実施
- 【補助内容】多剤投与の対象者を9種類以上とする場合に指導を行う薬剤師等1名 → 3名分への追加配置に係る経費を補助**
- (※) 9剤以上服薬している65歳以上の被保護者数は、15剤以上と比べて約3.5倍

令和6年度概算要求額 28億円（－） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活保護の現場において、反社会的行為で国民の生活を脅かす暴力団員等や、粗暴な言動で不当な要求を繰り返す要保護者により生活保護業務が妨害されたり、福祉事務所が不当な要求に屈する等、生活保護制度の根幹を揺るがす事案が報告されている。
- これまで「警察との連携協力体制強化事業」として実施してきた警察との連絡会議等の設置や不当要求への対応方法等の研修のみならず、暴力団員等以外でも粗暴な言動により不当な要求を繰り返す者等が生活保護業務の妨害や適正な制度運営に支障を来す恐れがあるため、より現場での対応が実効性のあるものとなるよう、**行政対象不当要求を専門にした相談員を配置し、生活保護の相談窓口において粗暴な言動により業務を妨害する恐れのある者への対応や、訪問調査活動時の同行訪問などを実施**することで、福祉事務所における行政対象不当要求への対応体制を強化し、生活保護制度の適正運営を図る。
- 加えて、収入・資産申告書徴収の徹底、関係先調査の実施、63条返還金及び78条徴収金の債権管理、一時扶助などの保護（変更）申請書及び収入・資産申告書の受理・管理などの不正受給防止等に資するケースワーク周辺業務について、非常勤職員の雇い上げ等により体制を強化し、生活保護制度の適正運営を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

1. 行政対象不当要求への対応

（1）相談員（非常勤職員）の配置

- ・暴力団員等や粗暴な言動、現業員への不当な要求を頻繁に繰り返す等により生活保護業務を妨害する恐れのある者への相談対応が可能な者を配置する。
- ※警察OBや行政対象暴力への対応経験者等を想定。

（2）連絡会議の設置

- ・都道府県において、暴力行為や脅迫的言動に備え、警察との連携体制の構築や、暴力団情勢等に関する情報交換を行う。

（3）研修等普及啓発の実施

- ・都道府県が管内市町村の現業員や査察指導員などを対象に開催。
- ・行政対象暴力への対応方法や留意事項などについて、関係する有識者から講義を行う。また、各福祉事務所における対応事例等について意見交換を行い、行政対象暴力に対する福祉事務所職員の意識を高め、対応するための実行力を身につける。

2. 不正受給防止等への対応

不正受給防止等に資するケースワーク周辺業務の実施体制強化

福祉事務所が行う以下の業務に従事する非常勤職員の雇い上げ費用等に対する補助を行う。

- ・収入及び資産申告書徴収、収入資産状況把握（関係先調査）
- ・一時扶助などの保護（変更）申請書及び収入・資産申告書受理
- ・63条返還金及び78条徴収金の債権管理 など

【実施主体】

- 1（1）、2 : 福祉事務所設置自治体
- 1（2）・（3） : 都道府県

【補助率】

国3 / 4（困窮補助金・生活保護適正化事業への新設）

令和6年度概算要求額 6.4億円（－）※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 被保護者の中には、依存症を抱えているなどの理由により、家計管理能力に課題があり、生活費を適正に管理できずに生活に支障をきたしている者もいる。このため、本人の同意の下で、預貯金の払い戻しや公共料金の支払い代行、その他の日常生活費の管理支援等を行うことが必要。
- 金銭管理能力が不足したままでは自立した生活を送ることは困難であり、被保護者の日常生活自立及び社会生活自立の助長の観点から、金銭管理能力に課題がある被保護者に対して、日常生活費の管理支援を行うとともに日常生活を安定させるための支援や教育支援を行うことで、金銭管理への意識を促し、意欲や能力の向上を図る。

2 支援内容等

- 支援対象者：アルコールやギャンブル依存などにより、生活費を管理できずに生活に支障が生じる(おそれがある)者
公共料金や家賃などの滞納（を招くおそれ）がある者 等
- 支援のイメージ
 - ・日常生活費の管理支援（例：預金通帳等の貴重品預かり、公共料金や家賃等の支払い支援（援助）、生活費の払出や預入の助言）
 - ・日常生活を安定させるための支援（例：依存症支援機関の情報提供及び利用支援、突然の支出に備えるための貯蓄支援）
 - ・自分で管理を行っていくための手続き支援（例：銀行口座開設のための身分証明証の取得、銀行振替などの手続き支援）
 - ・教育支援（例：お金の使い方や、物やサービスの値段に関心を持ってもらうための金銭管理教育）

3 実施主体等

◆実施主体：福祉事務所設置自治体（委託可）

◆補助率：1 / 2

令和6年度概算要求額 **8.5**億円（－）※（）内は前年度当初予算額 ※ 令和4年度補正予算額 47億円

1 事業の目的

- 生活保護の医療扶助において、「新デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日閣議決定）」（※）や、有識者・自治体関係者からなる「医療扶助に関する検討会」報告（令和2年11月30日）を基に、マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認について令和5年度中の導入を目指し、指定医療機関・指定薬局（以下「医療機関等」）においても、レセプトコンピュータ等既存システムの改修等に向けた準備を進めている。
※現在は「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）」に同様に規定されている。
- 当該改修に当たっては、医療保険におけるオンライン資格確認の仕組みを最大限活用することを前提に進めているが、令和3年10月に導入された現在も準備が進められている状況であること、オンライン資格確認の導入の原則義務化、電子処方箋の導入、また令和6年度診療報酬改定に向けた対応もあり、医療機関等での導入進捗に差が生じる可能性がある。このため、やむを得ず令和6年度においてもシステム改修等が必要となる医療機関が生じることが想定されることから、引き続き補助を実施するための経費を要求する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

【実施主体】 医療機関等（間接補助）

【補助率】 病院，大型チェーン薬局：1/2，診療所・薬局（大型チェーン薬局を除く）：3/4

- 指定医療機関・指定薬局におけるレセプトコンピュータ等のアプリケーションの改修、パッケージソフトの購入・導入、レセプトコンピュータ等の既存システムの改修等に対して、以下の上限額で補助を行う。

| | 病院 | 大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局) | 診療所 薬局 (大型チェーン薬局以外) |
|---------|---|---|---|
| 費用の補助内容 | 28.3万円を上限に補助 ※事業額56.6万円を上限に、 その1/2を補助 | 3.6万円を上限に補助 ※事業額7.3万円を上限に、 その1/2を補助 | 5.4万円を上限に補助 ※事業額7.3万円を上限に、 その3/4を補助 |

※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額

- 医療機関等への補助金の交付事務について、社会保険診療報酬支払基金へ補助を行う。
(具体的な事務の例)

- ・ 交付申請書等の受付・取りまとめ
- ・ 申請内容の確認
- ・ 医療機関等への修正依頼
- ・ 申請書類の差し替え
- ・ データ入力
- ・ 医療機関等からの問い合わせ対応
- 等

※ 医療保険におけるオンライン資格確認の仕組みを最大限活用し、医療扶助のオンライン資格確認導入を目的としての顔認証付きカードリーダーの新たな提供は行わない。



Ⅲ 福祉・介護人材確保対策等の 推進

令和6年度概算要求額 53億円 (-) ※ () 内は前年度当初予算額 ※令和4年度第二次補正予算額12億円

1 事業の目的

- 地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的として、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施。
- 要介護者等の急速な増加が見込まれる中、複雑化・多様化する介護ニーズに対応できる高い専門性を有する介護人材の確保育成を確実に進めるためには、本事業が安定的に実施されることが重要。
- 近年の貸付件数の増加等に伴い、都道府県の貸付原資の不足見込額が増加しており、確実に貸付が実施できるよう、事業継続に必要なとなる貸付原資の積み増しを行い、本事業の安定的な運営体制を確保する。

《参考:新規貸付決定件数(実績)》

| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 介護福祉士修学資金 | 4,063 | 2,674 | 2,370 | 2,236 | 1,678 | 2,365 | 2,310 | 2,472 | 3,270 | 4,025 | 4,342 | 4,041 |
| うち外国人留学生 | - | - | - | - | - | - | 47 | 388 | 1,269 | 1,750 | 1,966 | 1,788 |

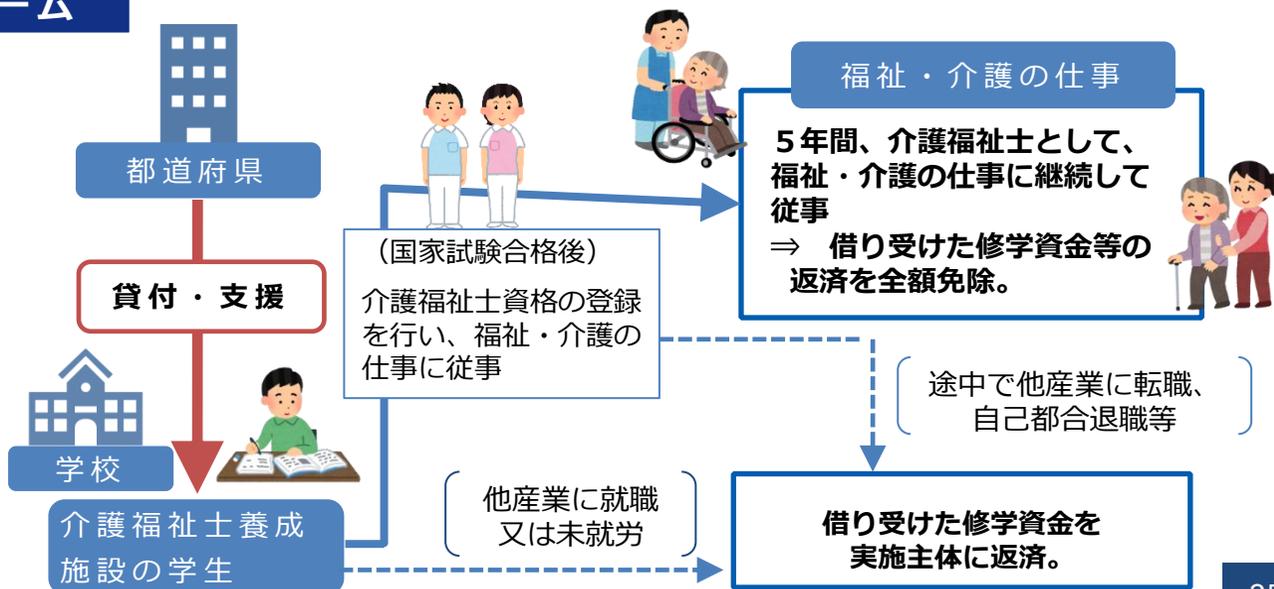
2 事業の概要（実施主体等）・スキーム

【実施主体】都道府県が適当と認める団体
【補助率】 国9/10、都道府県1/10

養成施設入学者への修学資金貸付

【介護福祉士養成施設修学者】

- 貸付額（上限）
 - ア 学 費 5万円（月額）
 - イ 入学準備金 20万円（初回に限る）
 - ウ 就職準備金 20万円（最終回に限る）
 - エ 国家試験受験対策費用 4万円（年額）等
- 貸付期間
養成施設に在学する期間（1～2年以上）



「介護のしごとと魅力発信等事業」の取組強化

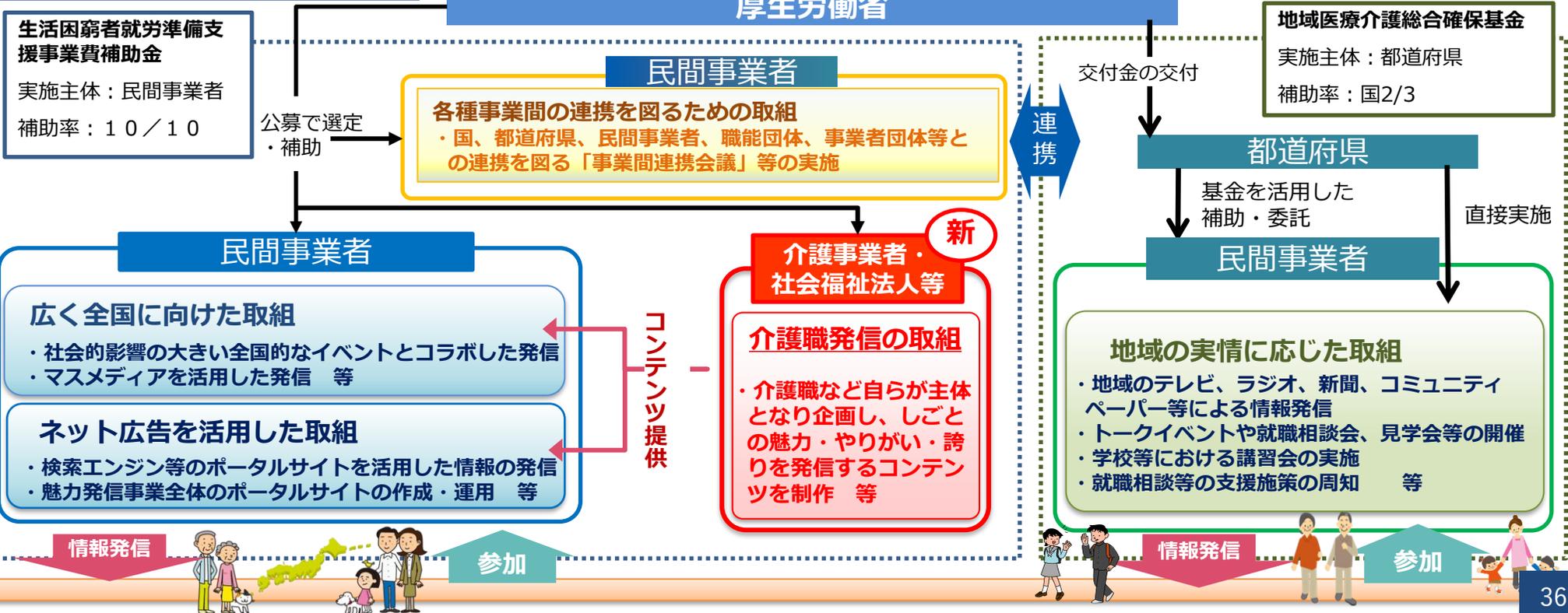
令和6年度概算要求額 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 4.4億円(3.3億円)
地域医療介護総合確保基金 137億円の内数(137億円の内数)

※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護人材の確保にあたっては、人材の裾野の拡大を進めて多様な人材の参入促進を図ることが必要であることから、平成30年度以降、介護の仕事のイメージや社会的評価の向上、理解の促進を図るため、介護の魅力発信に関する取組を実施してきた。
- これまで国では、全国的なイベントやマスメディア、ネット広告など、発信力がある事業者による企画・発信を行ってきたが、最前線である現場の視点から、より具体的な魅力を発信するため、従来の取組に加え、**介護職など自らが主体となり、自らの声で介護のしごとの魅力・やりがい・誇りを発信するコンテンツの企画・制作等を行う事業を拡充**し、発信力のある事業者と連携して広く発信することで、**事業効果の最大化を図る**。
- また、都道府県においては、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた介護の仕事の魅力発信や、求職者に対する支援施策等の周知を行うことにより、多様な人材の参入促進・定着を図る。

2 事業スキーム・実施主体等

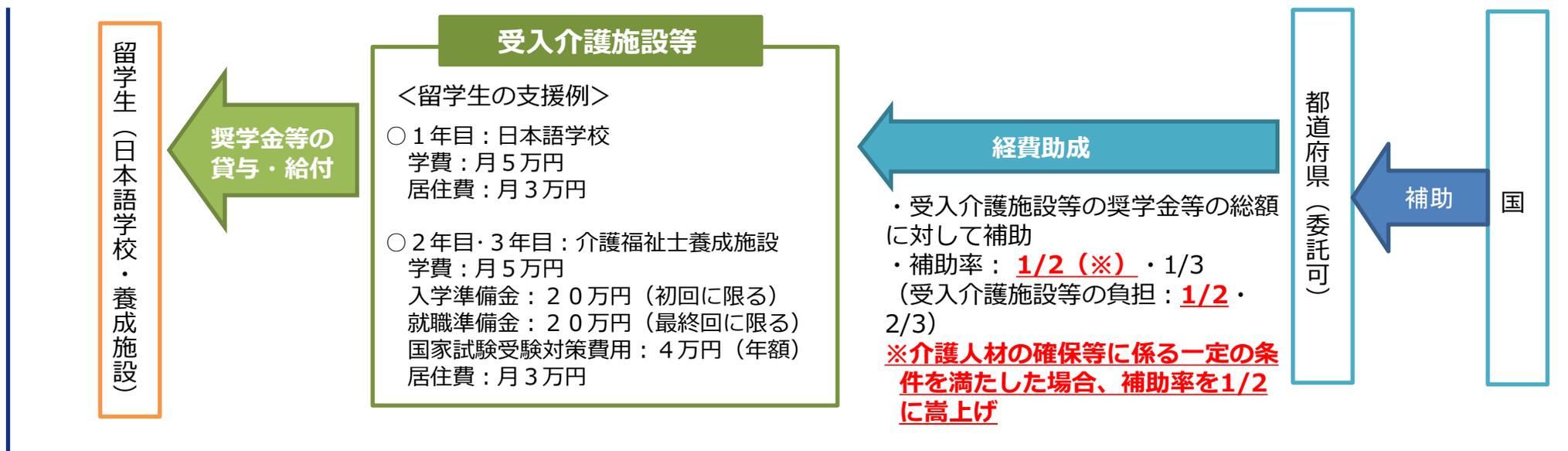


令和6年度概算要求額 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数（137億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的・概要

- 介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の確保を図るため、留学生に対して、就労予定先の介護施設等（受入介護施設等）が介護福祉士養成施設等の奨学金等を給付する場合に、その費用の一部を助成する事業を実施。
- 昨今、諸外国と人材確保の競争が激しくなっており、外国人留学生が安心して学習・就労を行うための更なる環境整備を図ることが重要であることから、外国人介護人材確保に資する成果を上げている受入介護施設等の負担軽減を図り、受入環境整備の取組みを更に支援することが必要となっている。
- このため、こうした介護人材の確保等に積極的に取り組む受入介護施設等について、その公費補助の割合を1/3から1/2に引き上げることにより、受入介護施設等による奨学金給付の充実を通じて、留学生の就学期間中のより一層の支援を図る。

2 事業のスキーム・実施主体等



3 事業実績

- ◆ 実施自治体数：28道県※ 令和3年度実績

令和6年度概算要求額 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数（137億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 外国人介護人材については、介護保険部会の意見書において「日本語学習や生活相談の支援とともに介護福祉士の資格取得支援等を推進することが必要である」とされており、介護福祉士の資格取得に向けた支援が重要となっている。
- しかしながら、技能実習生や1号特定技能外国人は、介護福祉士資格取得を目指した制度ではないため、就労しながら資格取得するまでの具体的な道筋や、学習支援の手法が明確ではなく、受入施設の方針次第で学習方法等が大きく異なっている状況にある。
- そのため、どの施設で勤務していても、適切な学習支援等が行われるよう、都道府県内の関係機関が連携して、①適切な指導法に関する知識・技能を有する指導者の養成を行うとともに、②養成した指導者を各受入施設に派遣し、施設の教育担当職員や外国人介護人材本人に向けた学習支援体制・指導方法・学習方法などについて助言を行う事業を実施することとする。

2 事業の概要・スキーム

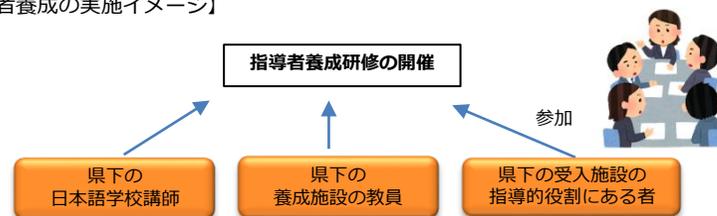
①指導者養成の実施

都道府県内の受入施設の外国人教育担当職員等を対象に、外国人介護人材の学習支援方法に関する知識や技能に関する研修等を実施

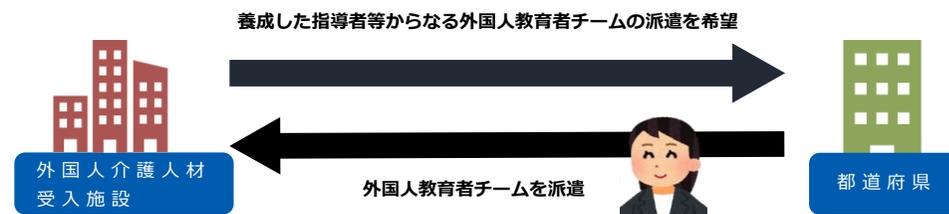
②外国人教育者チームの派遣

- ・上記により養成した指導者等からなる「外国人教育者チーム」を構成
- ・外国人受入施設に対して、外国人教育者チームを派遣して、介護福祉士資格取得等に向けた以下の支援を実施
 - ア 受入施設の教育担当者に向けた学習支援体制・指導方法等に関する助言
 - イ 外国人介護人材について、本人の日本語能力等を総合的に判断し、その状況に応じた学習方法等に関する助言

【①指導者養成の実施イメージ】



【②外国人教育者チームの派遣イメージ】



3 実施主体等

◆ 実施主体：都道府県 ◆ 補助率：国2/3

令和6年度概算要求額 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 6.0億円の内数(5.6億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

本事業は、外国人介護人材が、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)

1. 介護の日本語WEBコンテンツの運用等

- 外国人介護人材が介護の日本語学習を自律的かつ計画的に行うことができるようにするためのWEBコンテンツの運用・機能追加等を行う。
- WEBコンテンツの活用状況(学習進捗状況や学習時間等)を適切に管理し、学習効果の分析を行う。

2. 学習教材の作成等

- 外国人介護人材が介護現場において円滑に就労できるよう、介護の日本語等に関する学習教材の作成・改訂を行う。
また、教材は海外でも活用できるよう複数の国の言語に翻訳する。
- 自治体がオンライン研修を実施する場合に活用できる動画教材や、オンライン研修の実施における留意点等をまとめたマニュアルを作成。

3. 外国人介護人材受入施設職員を対象にした講習会の実施

- 技能実習生を円滑に受入れることができるよう、技能実習指導員を対象にした講習会を開催する。
- 外国人介護人材の日本語学習を効果的に支援するための知識・技術を修得させるための講習会を開催する。 など

4. 介護福祉士国家試験対策向けの講座の開催【新規】

- 外国人介護人材の介護福祉士資格の取得を促進するため、国家試験直前期、当該年度の国家試験受験予定である外国人介護人材に対して、講義(座学・録画放映)及び演習(模試・グループワーク)等を行う。

◆過去の事業実績の一例(すべて無料で利用可能)◆

介護の日本語学習 WEBコンテンツ



特定技能評価試験 学習テキスト



介護の日本語 テキスト



外国人のための 介護福祉士国家試験一問一答



外国人のための 介護福祉専門用語集



小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

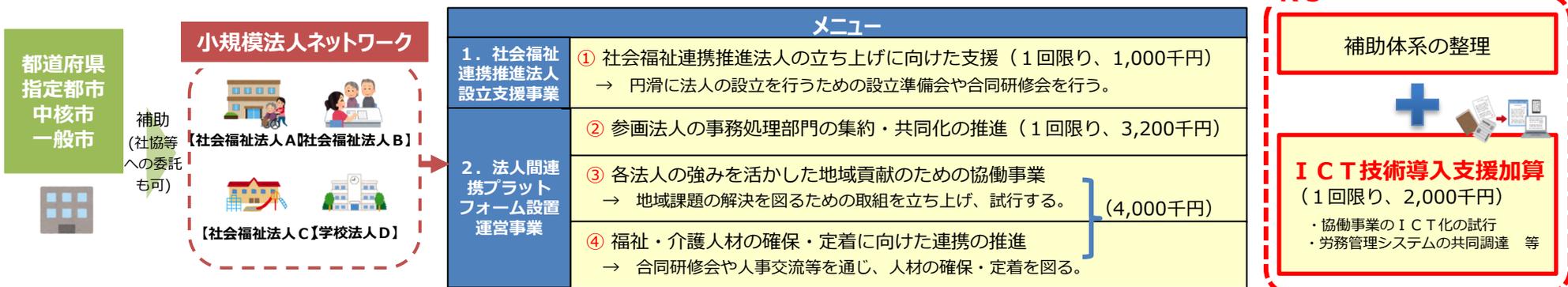
令和6年度概算要求額 3.5億円 (3.5億円 (生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数))

1 事業の目的

- 本事業は、小規模な社会福祉法人においても、「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行するとともに、協働事業に十分な人員体制の確保のため、合同研修や人事交流等の、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組を推進する事業である。
- また、希望するネットワークは、参画法人の事務処理部門の集約・共同化を行うことにより、参画法人の事務の効率化を図るとともに、令和4年4月から新たに施行され、より強固な連携・協働を行うことが可能となる「社会福祉連携推進法人」に移行することを見据えた基盤作りも可能。
- 令和4年度予算からメニュー化された「社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援」とあわせ、小規模法人の連携・協働化の支援を推進。

2 事業の概要・スキーム

- 社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立を推進するとともに、その設立に至らない小規模法人についても、引き続き連携による機能強化や基盤作りが重要。
- そのため、本事業について、補助年数等を明確化しつつ引き続き推進するとともに、取組を効率的・効果的に行うため、令和5年度からICT技術を活用して取組を行う法人間連携プラットフォームに対する加算を新設している。
- 補助スキーム：国→都道府県・指定都市・中核市・一般市（特別区含む）（定額補助）



社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金

令和6年度概算要求額 283億円（274億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

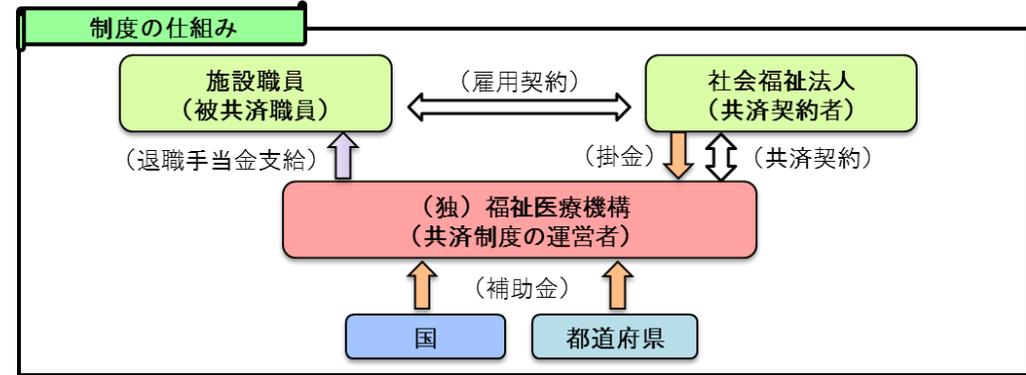
- 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）に基づき、社会福祉法人が経営する社会福祉施設及び特定社会福祉事業等に従事する職員が退職した場合の当該職員に対する退職手当金の支給を行うもの。

※ 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）（抄）
（国の補助）

第18条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるもの及び特定介護保険施設等職員であるもの（次に掲げるものに限る。（略））に係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額の3分の1以内を補助することができる。

2 事業の概要・スキーム

- 加入対象となる施設・事業
社会福祉法人が経営する
 - ① 社会福祉施設等（保育所等）
 - ② 特定介護保険施設等（特養、障害者支援施設等）
 - ③ 申出施設等（介護老人保健施設等）
- 財政方式：賦課方式



3 実施主体等

- 実施主体：独立行政法人福祉医療機構
- 参考：予算額の推移

（単位：千円）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|------------|------------|------------|------------|
| 予算額 | 27,441,594 | 26,454,481 | 26,371,517 | 27,377,590 |

IV 災害時における福祉支援

被災地における福祉・介護人材確保事業（復興）

令和6年度概算要求額 **1.5億円（1.5億円）** ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○東日本大震災により特に甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が著しく困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への就労希望者に対する研修受講費や就職準備金（赴任するための交通費や引っ越し費用等）の貸与等の支援を実施。

2 事業スキーム・実施主体等

実施主体:福島県が適当と認める団体 補助率:10/10

研修受講費等の貸与

【貸付等対象者】

- (1) 相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者
- (2) 避難解除区域の介護施設等で就労を希望する県内から避難解除区域への帰還者
- (3) 相双地域から福島県内外の養成施設に入学する者
- (4) 相双地域の介護施設等において6か月以上就労した中堅介護職員

【内容】

- (1) 学費(研修受講費) 15万円を上限(実費の範囲内)
※2年間従事した場合は全額返済免除
- (2) 就職準備金 ・30万円+①+② (1年間従事した場合全額返済免除)
・50万円+①+② (2年間従事した場合全額返済免除)
 - ①世帯赴任加算
 - ・ 家族と赴任する場合… 12.5万円+(世帯員数-1)×5万円
 - ・ 単身赴任の場合 … 20万円
 - ②自動車輸送費用等加算(新規購入の場合は登録手続代行費用)
 - ・ 20万円を上限(実費の範囲内)
- (3) 教材費・住居費(通学費) 12万円を上限(実費の範囲内)・3.6万円(月額上限)
※介護福祉士等養成校卒業後1年以内に相双地域の介護施設等に就労し、以後一定期間継続して介護業務に従事した場合は全額返還免除
- (4) 支援金 20万円を上限

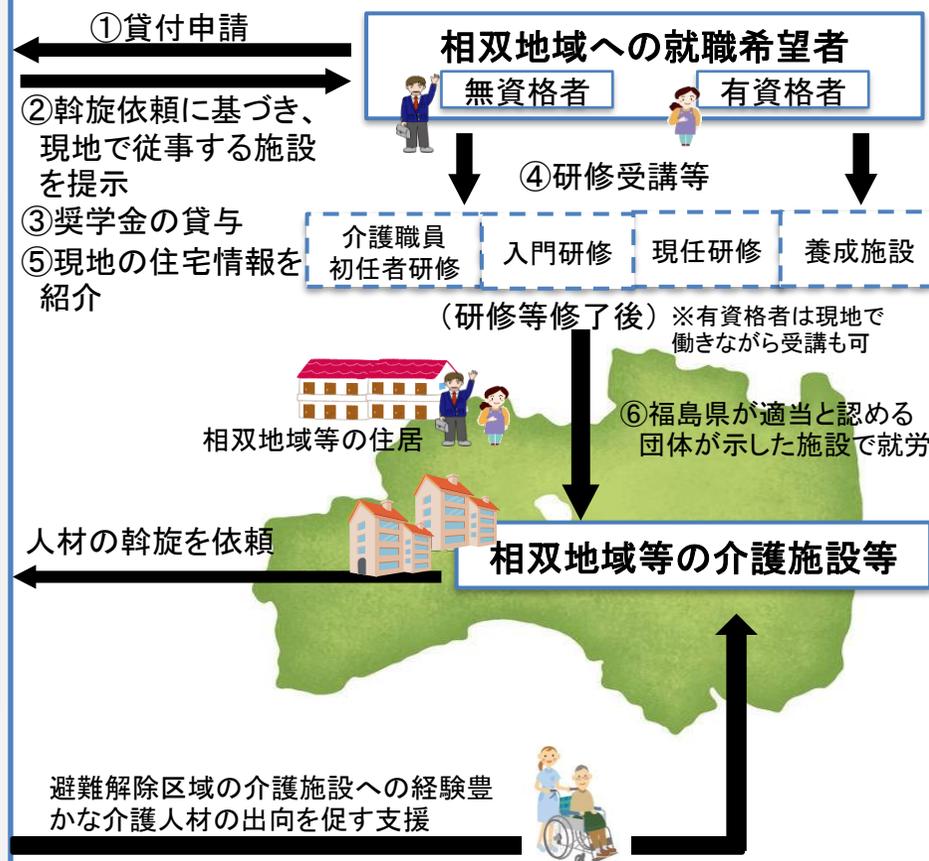
住まいの確保支援

現地の住宅情報の提供 等

事業の広報

出向者に対する支援

避難解除区域の介護施設への応援出向者に対する地域・実務経験等に応じた給与差、指導手当、赴任や通勤に係る経費などの支援



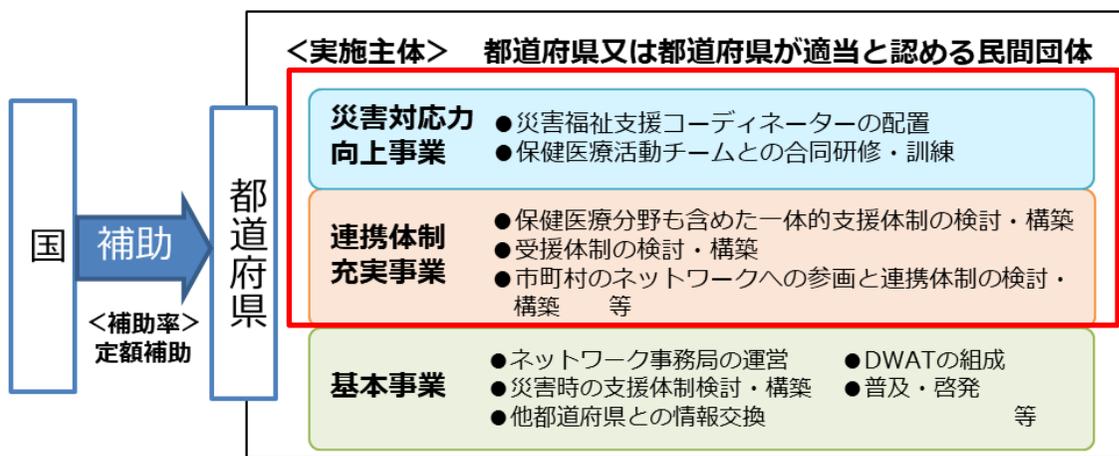
災害福祉支援ネットワーク構築推進事業

令和6年度概算要求額 **2.3**億円 (1.1億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 災害時において、要配慮者に対して機動的な福祉支援が実施できるよう、各都道府県では、平時から関係機関が連携して必要な支援体制を確保するための「**災害福祉支援ネットワーク**」の構築や、災害時に避難所等で避難生活をおくる要配慮者に対して支援を行う「**災害派遣福祉チーム(DWAT)**」の配置を進めている。
- 令和5年度末には、全ての都道府県においてDWATの配置等が行われる見込みであるが、これまで実際にDWATが稼働した都道府県は限られており、災害時にDWATの派遣調整を行う**コーディネーター-役の育成や配置、関係者に対する研修や訓練を通じた対応力の向上**が必要となっている。
- また、近年、災害時での被災者支援においては、都道府県に「**保健医療福祉本部**」(※)を設置することが「防災基本計画」へ盛り込まれるなど、保健・医療・福祉の連携強化が求められており、**保健医療分野との一体的な支援体制の構築など、連携体制の充実・強化**を図る必要がある。
※ 防災基本計画においては、令和3年度にDWATの整備が追加、令和5年度に「保健医療調整本部」を「保健医療福祉調整本部」と改正。
- このため令和6年度は、保健医療との連携体制の充実・強化と、災害時において迅速に支援を実施する対応力の向上を図るため、**全都道府県において「連携体制充実事業」、「災害時対応力向上事業」を実施**することで、災害福祉支援ネットワークやDWAT等に係る災害時対応能力の向上を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



災害時の福祉支援体制の強化

【令和6年度改正案】

- ・ネットワーク等の立ち上げ等を行う「**体制強化事業**」を廃止するなど、事業内容を見直し
- ・全都道府県で「**災害対応力事業**」、「**連携体制充実事業**」を実施するための予算を計上

| 実施自治体数 | 令和5 | 令和4 | 令和3 | 令和2 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 連携体制充実事業 | 37 | 30 | 28 | 23 |
| 災害対応力向上事業 | 25 | 20 | 14 | 3 |

令和6年度概算要求額 **28**百万円 (16百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 災害時の支援体制について、各都道府県においては「災害福祉支援ネットワーク」の構築や、「災害派遣福祉チーム (DWAT)」の配置を進めているが、広域的な災害にも対応できるよう都道府県域を超えた連携体制の強化が必要となっている。
- そのため、令和4年度に、平時には広域的な派遣体制の構築やDWATチーム員を養成する全国研修、災害時には、都道府県間のDWATの派遣調整等を一体的に行う「災害福祉支援ネットワーク中央センター」を設置したところ。
- 近年、被災者支援においては、保健・医療・福祉の連携強化が強く求められており、各都道府県において、医療・保健と福祉をつなぐ中心的な役割を担うキーマン的な人材育成や配置等が急務となっている。
- また、大規模な被害をもたらす災害も頻発していることから、これまでDWATの派遣応援や受援実績の無い都道府県においても、広域的な連携が図られる、より実践的な訓練等を行う必要がある。
- こうしたことから、本事業の中で、**新たに、保健医療福祉連携の中核的人材の育成のための研修、広域的な連携に係る実践的訓練を実施**することにより、災害福祉支援ネットワークの強化を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

<令和6年度拡充内容>

- **各都道府県のネットワークにおける中核的人材の育成、機能強化に係る支援**
 - ⇒ 災害時における「保健医療福祉調整本部事務局」と「災害福祉支援ネットワーク事務局」との連携に係る中核的な担い手を対象とした研修実施
 - ⇒ オンライン方式等により地方公共団体同士の意見交換会を開催し、災害福祉支援ネットワークやDWATに関する知見・認識の共有化を図る
- **各都道府県における広域的な連携体制の構築に係る支援**
 - ⇒ 広域的な応援・受援等の連携体制の強化等を図るためのブロック単位でのロールプレイング方式による実践を想定した図上訓練を実施
 - ⇒ 各都道府県で構築した災害福祉支援ネットワーク同士や、ネットワークとNPO等の支援団体などをつなぐプラットフォーム (基盤) の構築を検討

実施主体：国 (民間事業者へ委託)
補助率：定額

